

厚岸町議会 平成28年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成28年3月14日

午前10時00分開会

●委員長（大野委員） おはようございます。11日に引き続き、平成28年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、議案第1号、114ページの3款1項2目心身障害者福祉費から始めます。

11日に続き、竹田委員が手を挙げていたので、5番、竹田委員。

●竹田委員 119ページの2目の心身障害者福祉費の身体障害者等交通費助成についてお聞きしたいと思います。腎臓機能障害者通院費交通費の助成の状況ということで資料を出させていただいて、今見ているわけですが、この中ですね、町外と、それから町内の内訳の中で、ちょっと片道なのか往復なのかという部分なんですけども、両方ちょっと教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この回数は、往復の回数を言っています。ですので、往復の回数でもって金額を積み上げさせていただいています。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 町外の釧路市のほうも1回分の往復出てるし、町内のほうも往復分出てるということでもいいんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 往復分の回数と合計の金額でございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 この算定方法というのは、1回分の算定方法というのは、どういう算定基準に基づいてやっているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この交通費の助成規則でもって、10キロ未満はゼロ円ですけども、10キロ以上から片道の単価でもって設定させていただいております。それで、

計算するときは、片道の単価掛ける、往復ですので2、掛ける、その通った日数でもって、その助成金額を決めております。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 資料の一番右側のほうに、1回当たりの助成金額544円というのは、これ、454円ですよ。ということは、これの半分ですから227円ということですか、片道でいくと。町内でいくと、220円が110円ということになりますよね。これは、町外も町内も、キロ当たりになるとですね、通勤の距離数にすると、例えば上尾幌から厚岸町に来る場合、それから上尾幌から釧路市に行く場合、ほぼ同等の距離ということで、この中には上尾幌の人がいないから、こういう町内と町外の差が出てくるということの理解でよろしいんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回この表に出させていただいておりますのは、町外が3人分、町内も3人分ということで、合わせた人数でございます。それぞれ一人一人ですね、距離が違いますので、釧路のほうに通っている3名の方ですけれども、片道150円の方、それから片道250円の方、それから片道280円の方がいらっしゃいます。それぞれ距離でもって、10キロ未満はゼロ円ですけれども、10キロ以上15キロ未満が60円、15キロから20キロが90円、25キロから30キロが150円というふうに、細かく距離で片道の金額を定めておまして、その距離に基づきまして、それぞれの方の計算をしておりますので、この1回当たりの助成額の454円というのは、その3人それぞれ単価が違いますので、それ合わさった金額で単純に割り返した数字ですのでこういうふうになっておりますけれども、それぞれは、150円であったり、250円、それから280円というふうに、単価が距離で分かれているということでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 これ、細かく今聞かなかつたら、全然、資料出してもらったけど、聞かなかつたら、1人当たり454円になっているのかなって、これは思っちゃいますよね。検討するというこの話で聞きたいんですけども、釧路の患者輸送バスっていうのを出されていると思うんですけども、患者輸送バスは町内だけですか、その患者輸送バスの部分のその1人当たりの、そのかかる経費の単価、町内で出しているね、それと、この腎臓機能障害者にかかる1人当たりの助成金の補助っていうんですかね、の単価、これらをですね、平等に考えたとき、何を基準にして考えて平等なのか平等でないのかということの計算っていうのはきちっとされているのかどうなのか。現実的に、これは、まずは、自分で、実費で行った後に、後で精算されて本人に支給されるっていうやり方だと思うんですけども、果たしてこの金額でですね、距離数によって、1人は150円、1人は250円、1人は280円と分かれていると思うんですけども、果たして、一般的に言う、釧路に自分

の車で行く方もいるだろうし、自分の車で行けない方もいるだろうとは思いますが、自分の、実際、行って、帰ってきてっていう、その実際の本当の経費って部分から見ると、この助成金っていう額は何%くらいに当たるのかどうなのか、その辺も計算しているのか、教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 患者輸送バスの経費との比較でございますけれども、その比較はしておりません。

それから、何%に当たるのかということでございますけれども、当時のガソリン代、ガソリンの金額ですね、それと、1リッター幾ら、大体どれくらい走るかというその平均を出して、それを参考にしてその金額を設定をしているということございまして、実際の経費の何%に当たるかというようなところの比較をして出したわけではないということでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 要は、ガソリン1リッター当たり幾らという単価でもって、自分が走ってある距離数から追って行って単価を設定しているということよろしいんですかね。もともとですね、この腎臓機能障害通院費交通費の助成が始まった本来のその意味というんですかね、なぜこういうふうになったのか。腎臓機能障害者以外の方も病院に通院している人もいますけれども、これについては助成も何もない人もいます。そういった部分で、この病気に特化されて交通費の助成が出さなきゃいけなくなった、その意味っていうんですかね、どういうことでこれが始まったのかと。まずそこをちょっと聞きたいと思います。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この規則の設定した目的でございますけれども、腎臓の機能に障害を有する方、それから保護者に対して、人工透析療法にかかる回数というのは非常に多くなって、そういう方たちの交通費の負担が大きくなっているということでもって、それに対する支援をするということが目的だと考えております。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 患者によっては、それ以外の、腎臓以外の人でも釧路に通っている人たち、厚岸町でできなくて通っている人たちもいると思うんですが、そういった人たちとの差別化っていうんですかね、そういうのはどういうふうに解釈すればよろしいんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） それぞれの病状によって違うとはもちろん思いますけれども、基本的には、釧路に専門医等で通う回数というのは、そんなに毎週ですとかっていう頻度ではないと思います。この透析の方については、その方の状況によって、週2回、それから3回ということに通うという部分では、非常に大きな負担になっているということで、この部分については制度化をしているということでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 腎臓透析の障害者の部分については、ほかの患者よりも、回数が多くなればなるほど大きな負担になると、まさしくそのとおりだと思うんです。それで、大きな負担になるということで、患者の方々からも、本当に大きな負担になるということで、できれば、もう少し交通費の助成を上げていただくことはできないのかという相談をされました。このガソリン代に対してのものであれば、ガソリンが、今度、どんどんどんどん下がっていくと、この助成額も単価が下がっていくのかどうなのか、それも不安の要素の一つにあるということも話されてました。できれば、そういう大きな負担になるということを認識されているのであれば、このガソリン代だけでは済まない部分があります。車は、ガソリンだけ入れてれば走ってるってということではないと思います。また、自家用車で行くということによって、一番、何よりも交通費は安いということも実際わかっているわけなんですよ。

ただ、週に3回程度行く人ってというのは、ほぼ、労働して賃金をもらったり給料をもらったりというようなことが、ほとんど、自営でない限り、個人でどこかに勤めて働いているということになると、週に2回か3回しか仕事に行けない状況になっている部分も出てくると思うんです。そういった夜間の透析の部分もありますけども、ほぼ、こわくて仕事ができない状況になるってということも聞いてます。そういった負担を考えると、もう少し、負担額っていか助成額をふやしてもらえないのかという要望があります。そういった部分についても、総体的に考えて、今後、ガソリン代の計算をしていくと下がる要素も考えられる、これ以上上げませんよということは、本人たちには言っていないわけですよ。ですから、言っていないことになると、当然不安があるということ、その不安をまず払拭してあげなきゃいけない部分が一つのお願ひ。それから、交通費の助成の額をもう少し上げていただきたいという、その二つについて要望がありました。ぜひ、この部分については検討されるようお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 単価を設定したときのガソリン代の計算を、今現在、再計算はしておりません。規則で定めさせていただいておりますので、それを変更しようとする場合には、それなりの理由というか、状況の変化が出てきたときに、またそういう

検討ということになると思いますけれども、現状では、その金額の検討はしておりません。ガソリン代の上がったり下がったりという状況もあります、今、下がってきている状況ですけれども、これが大きく上がってくるというような状況になってきた場合には、当然、負担の部分というのは大きくなってまいりますので、そういった状況の変化もあわせながら注意していきたいなと思います。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 通院費の助成が始まっていたときのガソリン代と、それから、この二、三年前にガソリンがどンドンどンドン上がっていった場合のその開きというのは、かなりな開きがあったと思うんですよ。ですから、最初に決めたその助成額というのは条例で定める金額とするとなると、そこはちよせない部分ってなるかもしれないけども、ずっと負担に対しての負担があったはずなんですよ。それもずっと乗り越えてきているんですよ。だから、ふえたときには上がらない、じゃあ、下がったときも下がらないのかという不安があると。だから、その不安を払拭してあげるために、本人たちにいろいろ説明をしてあげてくださいという部分をやっていただきたいと思うんです。

それともう一つ、額面上昇を幾らかでもしていただきたいという部分についてはまだ返答いただいてないんでね、その部分の検討はどうかされるのか、教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） これの交通費については、規則で定めさせていただいてるところでございます。対象の方に対しての説明ということは、今、その規則での制定も含めて、改めて説明をきちっとしていくようにしたいと思います。

それから、検討ということでございますけれども、状況の変化、ガソリン代の推移なんかも含めて、きちっとそれらを把握して、今後どうすべきかっていうことについては、都度、検討していきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。
12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 ちょっと2件ほど質問をさせていただきたいんですが、まず、117ページの障害者補装具給付についてお伺いをさせていただきます。ここは若干減額になっているんですが、これは実績に合わせてということでしょうか。それと、これ、障害者、障害児、それぞれ何名ぐらいで予定をされているのかというところを教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この予算に当たっては、去年の、平成27年の実績、26年の

実績、それから、今お話を伺っている内容なんかを加味しましてこの数字にしております。具体的に言いますと、義足1件、下肢装具2件、靴型装具2件というような形で、十何項目ありまして、それぞれそういう、今までの経過、推移と、それから、今話を聞いている部分を合わせて、こういう取りまとめをしているということでございますので、今、あれでしたら全部数字言いますけども。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 全部の数字は要らないんですけども、障害者、それから障害児というところで分けての人数ってわかりますか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけございませんが、ちょっと、障害児と者のほうの人数は、分けた集計、ちょっとしてませんので、ちょっとお時間いただければ。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで、障害児で活用されている方というのもいらっしゃるんでしょうか、そこだけちょっと教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 中に、ちょっと人数は把握してませんが、いらっしゃいます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで、まず障害者で活用されている方なんですけれども、たくさん種類がありますね。例えば、使ってる方がいるかどうかはわかりませんが、補聴器一つとってもたくさん種類がありますけれども、これはどんなふうに提供っていうんですか、されてるんでしょうか、いろんな種類、何種類かをそろえて、ご自分の好きなものを選べるっていうような、そういったシステムっていうのはできてるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 種類はカタログで選んでいただいて、それぞれに希望のもの、ただ、金額の問題もありますので、その辺は相談しながらということになると思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで、障害児の方も使っているということで、障害児、18歳未満の場合は、成長に合わせて更新というんですか、そういうのをしていくんですけれども、こういうのは、きちんと、対象となる方は、皆さん更新の手続というんですか、そういうことはされてるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 合わなくなったもの、それから、使って老朽化して壊れたもの、当然、子供さんに限らず出てまいりますので、その都度、修理できるものは修理、それから、更新しなければならないものは更新するというので、ご本人とお話をしながら、そういう手続は進めております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 そういうことをきちんとされてはいるんだろうと思うんですけれども、ただ、こういった装具類、いつ使うようになるかわからないというような部分もあります。それで、ただ人数が減ったから、今の相談の実態に合わせてということで減額してもいいものなのかなとちょっと思うんです。やはりこれはきちんと、人数が減ってもある程度の予算というものは確保しておいて、いつ、誰かが使いたいというような予算というのはきちんと、減らさないで確保しておくべきではないかと思うんですが、そのあたりの対応というのはどうなっているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この今回出させていただいた予算は、がちがちの、もう決まった、どの人が幾らで、どの人が幾らということで、予想している部分もありますけれども、それらのほかに、今までの実績を見ながら数字をつくっております。ですので、これですぐ足りなくなると、それから、新たに出てきたものに対応できないということはありません。それから、当然、時間、日数が経過していく中で、必要になれば補正予算ということも当然出てまいります。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 わかりました。がちがちに固めていないというところですので、これからもしっかり対処をお願いしたいと思います。

それから、次に119ページなんですけれども、ここの相談支援給付費というところが大幅に減っていると思うんですけれども、この減額の理由というのは何でしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この相談支援給付費でございますけれども、昨年355万4,000円から、ことし297万円ですね。それで、当然、この給付を受けるためには、認定を受けて、そして、その認定に基づいて計画書の作成ということになってきます。当然その期間がありますので、その主に、認定が切れて新たに継続する人が多くなる年があります。それから、少なくなる年があるということで、その件数が、今年の、切れる、切れて更新をする、それから、新たに見込んだ数字というのが少なかったということで、これも、特別、予算を減らしてるということではなくてですね、今までの実績で、その認定期間というのがありますので、その期間が切れる方、それから新たにふえる方、合わせて見込んでいるという内容でございますので、特別減らしているということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 その年によって上がり下がりがあるよということなんだと思うんですけども、それで、認定を受けなければ、当然これ、相談っていうのはできないんですけども、この認定自体というの、この数というの、その認定自体の動向というのはどうなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この給付につながるような方については、当然いろいろなお話をいただいているところで、窓口ですとか、それから、いろいろ、高齢者の方、それからうちのほうで健康づくり、保健師のほうからも、いろいろな情報があります。こういう給付につなげたほうが良いというような方については、当然、担当のところに情報を集めてですね、その方とお話をしながら、こういうサービスにつなげていくということになりますので、そういう、今、お亡くなりになる方もいらっしゃるんですけども、当然、新しい方も出てきていますので、そこは、少しずつはふえてきているのかなと考えています。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで、はっきり認定を自分で受けられる方については問題がないというふうに思うんですけども、グレーゾーンっていうんでしょうか、そういった方というのはいらっしゃるよ。例えば、本当は認定を受ける必要があるんだけど、なかなか認定を受けないっていう方、グレーゾーンっていうんでしょうか、そういう方もいらっしゃると思うんですけども、そういった方の発見というんでしょうか、そういった方に対してはどのような対応っていうんですか、見つけるっていうんですか、そ

ういうことをされてるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） グレーゾーンという部分で、最終的にその認定の結果がどうなるかっていうのは、当然、手続に従って調査をして、お医者さんのものももらって、最終的に認定審査会というところで審査がされて決まってしまうので、その部分はそういう手続の中で決まっていきますので、それ以上どうしようもない部分ではあるんですけども、ただ、相談を受けるという部分では、あみかの部分では、高齢者から、先ほども言いましたけども、保健師から、それから民生委員さんからの情報、いろいろな部分で情報が入ってまいります。困ってる状況もそのところで出てまいります。そういう中で、障害に関係する部分でのサービスの供給につなげたほうがいい方、あるいは経済的に今困っている方、やっぱりそれぞれ、いろいろなケースありますので、その、それぞれの担当のところで、関係する担当との連携をしながら、いろいろ、その方にいいサービスにつながるように調整をしながら進めているということでございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 ですから、その認定に結びつくっていうんですか、その認定審査会まで行く方に対してはいいんでしょう。ちょっと先日相談があったんですけども、例えば、今、大人の引きこもりっていうんですか、そういう方もすごくふえていらっしゃる。本当は、そういった方の中でも認定を受けたほうがいいんじゃないかという方もいらっしゃる。だけれども、なかなかその認定っていうんですか、その相談まで結びつかない、そういう方に対しての対応というんですかね、そういうのは何かしてるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この引きこもりの部分ってというのが、本当に困っている部分でございます。私どもも、その情報が、何かしらの情報があればコンタクトをすることはできるんですけども、何もなければですね、なかなかそれを発見するということはできませんので、そういう意味では、民生委員さん含めて、心配な方の情報というのは、いただいた場合には、すぐ対応はするようにもちろんしてまして、ただ、一軒一軒訪問してということにはなかなかいかないものですから、その辺は、なかなか難しい部分ではあると考えております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 確かにおっしゃるとおりだと思います。それで、町の、先日、ちょっとある福祉機関とお話をさせていただいたんですけども、町の保健師さんが忙し過ぎ

るっていうんでしょうか、忙し過ぎて、なかなか対応が困難になっている状況なんじゃないかというような話なんかもされてたんですけども、実際に介護士さんね、このほかにもいろんな仕事があると思うんですけども、そういったところでの対応というのは、多分きちんとされてると思うんですけども、人数的な部分ですとか、そういうことを含めて、不足だとか、そういった部分というのはないんでしょうか、きちんとそれに対応ができる状況になっているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 一軒一軒訪問して歩というような状況になった場合には、幾らいても足りないということに当然なりますので、そういうことは当然できませんけども、今いる体制の中で、いろんな相談事ですとか、子どものことから、障害のある方、お年寄りの方、それ全部ですね、保健師の私見が必要になる部分なんかも当然ありますので、そこは常に連携をとってやっています。そういう中で、本当に処理をし切れないというような状況には今はありませんので、今の体制の中でしっかりとやっていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 こういった、これから特に心の部分というんでしょうかね、そういったところでのこれから認定を受けなければいけない方、受ける方というのは、これからふえてくるのかなとも思っていますので、今の時点では対応とかは足りているということですけども、それに見合った人数の確保ですとか対応というのを、今後もしっかりやっていただきたいということを希望させていただいて、これに関してはいいです。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3目心身障害者特別対策費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目老人福祉費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 何点かお聞きいたします。まず、127ページ、高齢者等通院交通費助成というのがございます。これは、町長の今回の行政執行方針の中で、車椅子利用者が町外に通院する際に負担となる交通費を支援してまいりますという一言があるんですが、これで

ないかと思うので、ちょっと内容について説明してください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この高齢者等通院交通費助成費ということで執行方針でも町長からお話をしているものでございます。これにつきましては、町内では外出支援サービスというようなことで、社会福祉協議会に委託した部分で、車椅子の方ですとか、それから障害を持っている方を、普通の車では移送できないというような部分について町内ではやっております。

ただ、そういう方が釧路の専門家に受診をしたいという場合に、今は、その外出支援サービスでは釧路までは行けませんので、介護タクシーを利用して行くということになります。ただ、その介護タクシーがですね、行って帰ってくる部分では、介護タクシーといえども1万円から1万数千円かかるということで、この部分が、高齢者の方で、そういう車椅子利用者の方たちには困っていた状況がございまして。それで、その方たちに対しての助成ということで、かかるその介護タクシーの料金の半分の助成をしようという内容でございまして。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これ、ことしから始まったものですか、それとも今までやってきたものですか、もし今までやってきたものなら実績教えてほしいんですが。それから、ことしからであれば、何人ぐらいというのかな、延べ人数にして、を見て、それで1回に幾らぐらいを見ているか。今、往復で1万幾らかかるといような話があったんだけど、例えば1回5,000円見ようとかね、そういうようなことなのか、そのあたりの数字もちょっと教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、この制度については、7月くらいから始めたいと考えております。それで、9カ月分ということで計算をしております。それで、1年間290日を想定しまして、その12分の9カ月分の日数でもって、1人行って、大体、平均1万2,000円の料金がかかると、その2分の1、50%を助成させていただくという計算をしております。

対象者の人数は、1日、大体1人くらいと考えておまして、皆さん毎日行くわけではありませぬので、高齢の方で車椅子の方、それから障害の方で車椅子の方、その方たちが行けるように、それから、その介護タクシーも、それだけやっているということではありませぬので、そこの業者の都合も出てまいります。ですので、今の段階では本当に予想がつかませぬので、先ほど言った計算で予算を計算させていただいているところでございまして。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これは、対象になる方には大変な福音だと思いますので、十分実情に合わせた運用をお願いしたいと、これはお願いしておきます。

それで、次にお聞きしますが、ここでは131ページに……、そうか、これでちょっとみつからなかったんですけどね、行政執行方針の中では、キャラバンメイトや認知症サポーター、支援する人をつくると、養成するというような話をしているんですが、その事業もこの老人福祉でもってお聞きすればいいんでないかなと思ったんですがね、ちょっと予算、節の中に見つからなかったの、申しわけありませんが、これについて説明をしていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません、今のキャラバンメイトについては、介護保険特別会計のほうの、その他介護予防施策という事業に入っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、今の答弁にあったように、介護保険のほうに項目があるっていうんですが、一応高齢者福祉のことなので、そんなに時間とりませんので、ここで一緒に議論させていただきませんか。よろしいですか。

●委員長（大野委員） わかりました。

●室崎委員 というわけなので、ちょっとよろしく願いいたします。

このキャラバンメイトや認知症サポーターというのは、今、いわゆる認知症高齢者が、この後、団塊の世代がどんどんと高齢者年齢に入ってくることによって、大体、何歳の高齢者が100人いれば、そのうちの何人は認知症になるという率は同じですから、分母がふえれば分子はふえるんですよね。それで、非常に大きなこれからの問題であると。それで、介護保険関係で認知症に対応する体制がきちんとできれば、大体全部の問題が解決したというぐらい大変なものだと言われていますよね。この前の最高裁判例が耳目をそばだたせているのもそういうことなんですけども。

それで、国のほうでは、まず、認知症高齢者というものがあなたの周りにいて、どん

なものなのかというのを理解してくださいということが、このキャラバンメイト、認知症サポーターの制度を、今、国がもうかね太鼓をたたいてどんどん進めるというふうに言ってることだと理解してるんですけどね。それで、厚岸町としても、今それをどんどん進めていこうということだと思うんですが、その基本姿勢については、そのような理解でよろしいですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その関係で、そういう進めていく上での人材の養成ということで、平成27年度につきましても、うちの職員と、それから民間のほうから1人ということで、2人、養成研修に行っております。それで、今年についても同じような形で、その養成に出そうとしております。

それから、サポーターの養成ということでは、いろんな講座、研修会の機会を捉えながら、そういうのが、そこの団体との中で話がつけばですね、そこでサポーターの養成の講習会ということも進めております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 基本的な理解のところを私間違っていないかどうか確認したら、そんな常識的なことは一々答える必要がないって言って、具体的な話にもう答弁が入っちゃったんだけど、そうすると、私の言ったのは間違いはないんでしょうね。

それで、今、2名、キャラバンメイトの養成ということに、これからやっていくというようなお話に受け取れたんですが、キャラバンメイトっていうのは先生役ですよ。それで、サポーターというのは、その講義を聞いて理解を深めていただきたいという一般市民、いろんな団体やそういうところでということだと思うんです。それで、もうちょっと、このキャラバンメイトの全体像をお聞きしたいんですが、現在、いわゆる講義ができる先生の資格を持っているキャラバンメイトっていうのは何人いらっしゃるのか。そして、今それに、ことしはまた2名ふやそうということなのか、まずその点お聞きします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 27年に2人行きまして、合わせて今9人でございます。それで、28年度、また2人行かせていただいて、11人にしようということで今進めております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それから、サポーター講習というんですか、詳しく名前はわかりませんが、一度議会でも受けたような記憶があるんですよ、議員がみんなね。そして、黄色い腕

輪もらった記憶があります。これは今年、28年度は町内で何回ぐらいをめぐりに開こうと考えているんでしょうか。今、話があったら考えましようと思いましたが、そういうことなんですか。話がなければゼロで終わってもいいということではないと思うので、予定としては何回ぐらいを見てるのか、その点についてお知らせください。それから何人ぐらいの人が受けると考えているのか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 一度受けた方に対してのおさらい研修というのを、今、どうしても新しく新たな開拓というのがなかなか難しい状況でありまして、それについては引き続き、新しい方たちに対してのアプローチというのをはしていくようにはしてるんですけども、そのほかに、一回受けた方たちのおさらい研修というのを進めております。27年はその方のほうが、多かったかなというふうに思います。今、平成27年度は全部で767人でございます。それで、28年度については、これを830人にしたいということで今考えております。あわせて、おさらいの講座を10回くらいはやりたいなということで今計画しているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。よろしく願いいたします。

それからもう一つお聞きしますが、131ページに権利擁護人材フォローアップ研修等委託料というのが出てきてますが、これは、行政執行方針のところでもって、厚岸町社会福祉協議会と協議し、成年後見機関の設置を目指していきますという、成年後見に関するくだりがあるんですが、それに関連する人材育成の部分ではないかと思ったんですが、見当外れであったらそういうふうに教えていただきたいんですが。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 権利擁護体制構築ということで、この事業の中で研修の旅費ですとか持たせていただいてやっております。これの目的でございますけれども、この成年後見人制度というのが、認知症、それから知的障害者などの方が、財産、金銭の管理や契約行為ができない場合に、家庭裁判所より後見人が選任されて代理行為が行えるということになっておりますけれども、この中で、後見人に親族あるいは専門職の方

が選任されますけれども、お年寄りの方がどんどんふえていくという状況の中で、なかなかそういう専門家の方たちだけでの対応というのが難しくなっている、それから、親族の中でも難しいというようなこともあって、そういう地域の、一般住民の方がその後見人として活用できるようにということで、今この制度が国のほうで進められております。

それで、当町におきましても、町長の申し立てによってその後見をしている部分もありますけれども、やはりそういう方が、対象者の方たちがふえてくるという状況の中では、地域の中でその対応できるような体制をとっていく必要があると考えておりまして、今回、この体制構築ということで107万3,000円をまず予算化させていただいております。そしてこの中では、先進地の視察ですとか、そういうようなこととこのフォローアップの研修なんかを、その専門家を呼んでやるというようなことを今回上げさせていただいております。

この内容は、これで終わりではなくて、もう少し、今、社会福祉協議会と協議をしておりますけれども、社会福祉協議会の中に、実施機関として社会福祉協議会にその相談の窓口的な機関を設けていただきたいということで今話を進めておりまして、それについては、もう少し経費の算出等が出て、確認ができましたら、改めて補正予算でお願いしたいなということで考えている事業でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 成年後見制度というものが、時代の要請に従ってその力点が大きく変わったということなんですよね。もともと、明治以来から民法上に成年後見制度はあります。でも、それは、平たく言うと、判断能力に欠けるといふか、十分でない人の財産の散逸を防ぐ制度だったんですよね、主たる目的は。けども、今はそうじゃなくて、特にこの介護保険というものができてからは、行政サービスを受けるためには契約しなきゃなりませんから、そうしますと、そういう看護、介護の分野で、いろいろと本人を補佐するというか、ちょうど、子どもで言うと親みたいなものですよ、その部分が、結局、財産散逸のための制度だったこの成年後見制度の足場をですね、財産散逸から、むしろ、介護、看護のほうにシフトして使っていくということになって、随分いろいろな意味できしみも出てるんじゃないかと思われまして。

それで、昔は、昔はって、ついこの間までは、この後見人になるというのは原則親族だったですよ。けど、今の時代はそうは言われてられなくなってきた。そうすると、親族以外の他人がなるときというのは、法律専門家だとかそういうような人を裁判所は選ぶことになるんだけど、事例から言うと、それではもう、これだけどんどん多くなってくれば足りない、はっきり言って。それで、裁判所が地域に入って後見人にふさわしい人を探してあるくなんていうことはできませんので、やっぱりその地域の自治体や、しかるべき機関が一緒になって決めていかなきゃなんない部分がすごく出てきたので、いわば成年後見人になる受け皿みたいな、その人材をどんどんつくっていかなくちゃなんないということなんでしょう、簡単に言うとね。それで、社協のような団体がこういう問題に果たす役割が非常に多くなってきた、もちろん、主体、一番大事なものは厚岸町で

すけどね、だと思っんです。それで、今、各地で法人後見も出てきましたね。各地で社会福祉協議会なんかはその役割を受けて、いわゆる社会福祉法人が成年後見人になるというようなものも出てきてますよね。それで、この近隣の町でも何かそういう動きが出てると聞いております。それも一つの流れだと思います。

ただ、厚岸町の場合には、社会福祉協議会が法人後見人になるということについては、ちょっと隘路がありますよね。というのは、社会福祉協議会が介護保険の事業者ですから、事業者が後見人になって契約するとなったら利益相反行為になってしまいますので、これはできないんじゃないかという危惧がされますよね。そのあたりについては、今どんな検討をなさってますか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、ここで委託を考えている部分については、その実施機関として市民後見人の人たちの後ろ盾というようなことの部分でございます。今おっしゃられたように、法人後見という部分になりますと、今おっしゃられた問題も当然出てまいります。そのことについては、社協のほうも今検討を進めるということになりますので、どういう選択をされるかということについては、今後出てくるのかなと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 その点に関しては、社協が検討しているから社協の結果を待つではなくて、当然、町として、福祉担当者としてやはりこの方向性を出していただきたいと、そのように思いますので、ご検討いただきたい。

それからもう一つは、こういう種類の問題全部について言えることなんですが、そのことが必要な境遇に置かれた人、本人、あるいは親族、一番困ることは、実は手続じゃないんですよ。入り口がわかんないんです、問題解決の。どこに行って、どんなことを聞けばいいのかがわかんない。今持っている問題の、何が問題なのかがわからない。よく、中学校や高校のときに学校の先生に言われました。この問題は何がわからないのかおまえがわかれば、8割方わかったことになる、あれと同じですよ。ですから、そういう意味で、この抱えている、何ていうのかな、全体的なもやもやしたものを全部窓口を持ってきたときに、それに関してはこういう制度があって、こういう方向に行けばいいから、あなたの場合には、例えばあみかの福祉課ではどうにもならないから弁護士さんのほうに行きなさい、それは紹介してあげるからとか、あるいは、これについては行政でできることだから、このように考えるんだけど、それにはこういう申請を出してもらわなきゃなりませんよとか、道筋を示してもらおうこと、これが一番大事なことだと思います。それは、ある意味では一番難しい部分だと思うんです。それを、やはり我々は福祉課の窓口に期待するんです。その点についてはですね、どんどん進めていただきたいんですけども、「いらしてください、そうすればわかるんですから」という、何とていうのかな、啓発、PRを含めて積極的に進めていただきたい、その点についてはいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保健福祉課は、健康づくり係から児童の関係、それから社会一般、障害、それから介護保険、それらの関係全て、専門の職員も配置になっております。いろいろな問題を抱えていらっしゃいますので、そこは交通整理が必要というのは本当にそのとおりでございまして、専門も含めて連携をきちっと図って、そして、きちっと交通整理をするということについては今までも心がけておりますけれども、そういうことで連携をして進めていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 あと1点だけお聞きします。131ページの上段のほうに、老人福祉施設第三者評価委託料というのが出てきます。これ、心和園デイサービスの指定管理に移行したときに議会でもいろんな議論があって、その中で、やはり町民の中には、民間委託することによって質が落ちるんじゃないかと、端的に言えばね、不安があるという声がやはり議員の中からも指摘されてましたよね。落ちるっていうんじゃないんですよ、落ちるんじゃないかという不安をどう払拭するかという話なんです。それで、そのときに、客観的なその評価ができる第三者の評価機関を入れて評価をし、それを町民に発表することで、一つは運営の透明性を図り、もう一つは質の向上ということも図れると、そして、それが公表されることでみんなが納得できるということをやろうじゃないかという話になりましたよね。その第三者評価の、これは、部分ではないかと思うんですが、それでよろしいですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その第三者評価ということでは、おっしゃるとおりの内容でございまして、平成27年度につきましては、心和園のユニット型の部分をこの評価を受けております。ただ、27年度につきましては、あの施設が町から社会福祉協議会に移ったことによりまして、北海道のほうの監査ですとか、それから、民間になるんですけれども、サービス情報公表調査というような調査も今回入っております。それで、それが重なってしまったものですから、ちょっと時期が遅くなっておりますけれども、2月の16、17日で現地調査に入ったということでございますので、報告書はまだでき上がってまいりませんが、今そういう形で進められております。それで、28年度につきましては、デイサービスのほうのものを進めようということで今考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 実は、厚生文教常任委員会で、既にこの第三者評価を入れている、あちこち当たったんですけども、来ていいよと、教えてあげるよと言ってくれたところはそこだっ

たもんですから、札幌の民間団体ですけども、心和園のようなところに行ってきました。そこも厚岸も同じかな、道社協が何かその第三者評価機関になっているようですが、こういう手順でこういうふうにして行って、その結果、こんな効果があったんですというのを詳しく聞いてまいりまして、そのときに、ああ、なるほど、こういう手順なんだと、我々、行った議員たちがみんな、ふうんと思ったのはですね、130項目ぐらいでしたかね、まず自分で評価するんですね、自己評価を積み上げるんですね。そして、ここはこういうふうに変更しなきゃなんないと自分でも思っているというようなことを全部書かせるわけですね。結構膨大な作業になるようですが、それをやることで、全部自分のやっていること、身の回りのこと、自分だけじゃなくてチームとしてどうか、組織全体としてどうかというところまでを、自分たちで見直すと。それが全部上げられてから初めて現地調査に入ってくると。そうすると、自分たちでは、うん、これでいいよねと思っていたことが、全く違う目でもって、いや、これはうまくないよって言われるようなところがあって、また自分たちでもって討議しなきゃなんないというその方式だということ、なるほどと思ったんですが、今回、厚岸も似たようなやり方なんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的には同じ内容で、同じ道社協に委託をしてやっていただいております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、今回、当初の予定よりは、そうやっていろんな諸般の事情があって少し遅くなっているというんですけど、最終的にこういう評価になりましたと発表しますよね。そのときには、単に最終的に、5、4、3、2、1の、5がつけました、以上ですっていうのではなくて、自分たちで積み重ねたときにこういうふうになって、それに対して、その評価機関が入ってきて、そのときに全く違う目でもってこういうことも言われて、それについてはまた、自分たちとしても反論することもあるし、それから納得することもあるしという、経過もわかるような発表になると考えてよろしいんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのような公表結果になると思います。その内容を私どもも注意して確認していきたいなと思っております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 3款1項4目老人福祉費ですよ。6番議員さん、非常にハイレベルな質問をして、審議を聞かせていただきまして、その後ですね、私のほうから、さすが、厚文

の委員長さんの質疑だなどと思って感心して聞いておりました。私からは5点ほどあるんですけども、確認という部分もありますので簡潔にお願いしたいなと思います。

それでは、まず125ページですか、老人クラブ運営支援、ここに老人クラブ連合会設立50周年記念事業補助金15万の計上がございます。厚岸の老人クラブの50周年を迎えられ、記念事業を行うんだなど、老人クラブの皆さんの日ごろの活動に敬意を表する一人でございますけれども、50年を迎えられたということで、心からお祝いを申し上げたいなと存じます。

そこで、お伺いをさせていただきます。この事業の内容について、どういう事業をされるのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この記念事業でございますけれども、今回50周年記念事業ということで、まず、記念式典をやって、その後、記念講演、そして、午後から記念祝賀会という内容をやりたいという内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 例えば今言うように、僕の聞いているような話では、記念誌の発行とかそういうこともやるんでしょうけれども、当然、その事務局は老人クラブ連合会を持っているのが社協のほうかなと理解をしてるんですけども、当然、町としてどこまでかかわれるかという部分はあるんでしょうけれども、町としてかかわれる部分、これらについての考え方なり、聞きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この50周年の記念事業の内容でございますけれども、記念誌を発行したいと、それから、経費としては記念誌発行で32万円ほど。それから、講演費25万、それから祝賀会費13万、表彰費10万、それからあとその他経費ということで、全部で90万くらいの予算を見ております。

その中で、この祝賀会につきましては、私ども聞いているのでは、会費をいただいてやるというようなことで、厚岸町に対して要望がありました15万につきましては、印刷製本費、印刷代で記念誌32万かかるということでございますので、それにあてがいたいと、その分のものをお願いしたいということのお話でございます。社会福祉協議会のほうでその事務局を持っておりますので、そちらのほうからそういったお話を聞いているところでございます。時期は10月です。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 次に参ります。その下の、老人保護措置費1,000万計上になっているんですけ

ども、これ、たしか、厚岸町の措置で養護老人ホーム、根室のほうの隣保院というんですか、名前よくわからないんですけど、それから釧路市の長生園、これらに入所の助成ということで、たしか、この対象になる方は、収入が年金だけで、身よりもいない人、特養なんかに入ることが不可能な人が対象になるという認識をしておりました。

この予算が、対前年比122万3,000円下がっています。この理由についてお尋ねをさせていただきます。最初の、僕言った部分が間違いないのかどうか、その辺ちょっと確認をしていただきたいなと思います。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その要件というのは、今お話ありました内容をトータルで判断をされます。要は、環境的にですね、見られる方が、その環境が、そこで一人であるというのは難しいと。それから、金銭的な問題も含めて、自分でそういう施設に行くことができないというような方を、町長の措置という形でそういう養護老人ホームに入所をいただくという内容でございます。平成27年度は、亡くなった方もいらっしやって、新しく入った方もいらっしやるんですけども、一応6人分でございますけれども、今年、現在は5名ということで、5人分の費用を見させていただいております。

済みません、申しわけありません、それにプラス、新規が出てくる場合を想定して、1人分プラスして、6人分を予算的には見ているということでございます。その新規の分というのは、27年度を見てましたので、新規合わせて、27年は7人分を見ておりました。それが、28年度は新規合わせて6人分を見させていただいているので減額になっているということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 129ページですか、次のほうに、131ページまでいってるんですけども、老人福祉費、先ほど6番議員さん、上のほうは聞いていただきましたので、その下、私、社会福祉協議会老人福祉施設職員移行補助金、これが、平成27年度は1,079万6,000円、本年度143万8,000円、大変申しわけないんですけども、この数字、増額なってますよ。心和園のほうの管理委託をされた、当初の計画どおりなんでしょうか。管理委託契約に基づいて試算をされました。当初、その議会のほうにも移行に当たっての説明がございました、大変詳しい説明をいただきました、その数字のとおりの数字が143万8,000円ということで増額になっているという理解をすればいいのか、はたまた、この1年やってみて、何かの動きがあってこういう数字になったのか、その辺どうなんでしょうか。ちょっと横着な質問でございますが、その辺の動きについてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この人件費でございますけれども、1年目は4人分見させていただいております、27年、3人分、28年も3人分ということになります。それは、

1人退職されたということでそういう形になっております。この移行補助金の計算でございますけれども、移行する職員の人件費から社会福祉協議会が臨時職員で雇うとした場合の差額を町の補助として助成をしているものでございまして、基本的には、内容的には変わっていないんですけれども、今回は扶養の家族がふえられた方がいらっしゃいまして、その扶養手当の分がふえたり、それから夜勤の手当がふえている部分等がありまして、それらを計算をしていますので、その金額が増になったという内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと確認をさせてもらうんですけど、当初、大きくはとおりのんだけど、夜勤とかそういうのがあって、その分だけの増額なんだと、大きな動きはないよと、ただ、勤務の実態に合わせると膨らんでくる部分の増額ですよと、こういう理解でよろしいですね。

次に参ります。その下の保健福祉課社会福祉系の特別養護老人ホーム心和園備品整備事業1,140万5,000円、この内容については資料をいただいておりますが、改めて確認をさせていただくんですが、今回、施設の備品購入、小さい金額ではないんですよ、正直言って1,000万でございますから、管理委託をしております。建物、それから設備については町のものということだから、当然ここで計上されるということも理解はできるんですけれども、当然、あれだけの施設を維持管理していくわけでございますから、考え方、厚岸町は指定管理をお願いしているわけですよ。だから、予算の計上だけ、されたもの、要求されたものだけ払えば、施設と、それから建物の修理代、これらにだけお金だけ出せばいいのではないのかと、こういうことにはならないと思うんですよ。少なくとも、ここに1,140万5,000円、今回の計上に当たって、建物はこっちですよといたって、その実態なり、指定管理と町としての立場上、この辺のやりとりというんですか、立場上どうなっているのか、その辺もうちょっと詳しく、まず立場上どうなのか、それから、今回、改修なり入れかえのものがどういう状態でこうなったのか、確認をさせていただきます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 心和園、それからデイサービスセンターの施設については厚岸町の所有ということで、その分については変わりませんので、従前も、それらの改修ですとか大きな設備の投資が必要なものについては、3カ年実施計画に要望をさせていただいて、その中で整理がされて予算計上になるという流れで進められております。これは、その施設、それから設備に関する部分につきましては、今回、平成26年から移行になった後も、あの建物自体は町の所有でございますので、そのこの部分の改修、それから設備の整備については、従前と同様に、その3カ年実施計画に要望をさせていただいて予算化をいただいているということでございます。

ただ、施設側のほうも、全て、全部町のほうに要求ということではございませんので、

自分たちで日常使っているものですとか、そういうものについては、今回も50万くらいの冷蔵庫が壊れたようなんですけれども、その辺については自賄いで整備をしているということで、町のほうに要望があるものについては、大きな投資が必要なものについて要望を受けているということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 お金いっぱい出すとか、どうのこうのということを僕は尋ねているのではないんですよ。少なくとも、やはり管理委託をお願いしているわけですから、利用者に不便をかけないように、また、きちんとした運営をしていかなければならないだろうと思います。ですけれども、やっぱり計画的に、28年度もそうなんですけども、今後もですね、やっぱりそういう施設関係の維持というのは常に、壊れる前にやっぴいかなければならない部分も僕はあると思うんですよ。今回いただいた資料の中で、防衛の予算の中で今回対応してますよ、こういうことも、そこに至るプロセスなんですけれども、やっぱりしっかり確認、越権行為してはまずいと思うんですけれども、微妙な立場にあると思うんですけど、町として、やはりそれが入れていかなければだめなものなのか、運営を任せてるから、ある程度運営権は向こうにあるわけですよ、だからって、言われたから、はい、出すよと、こういうものでは僕はないと思うんですよ。こういうやりとりというものは、無責任であってはならないと。やっぱりきちっと、担当課としては忙しいでしょうけれども、しっかり、今後に向けても、5カ年なら5カ年の中に課題のあるものも出てくるだろうし、そういうこともきちっとアクセスして行ってほしいなど、そんな思いで質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 当然、投資の予算をといる場合には、3カ年の要望から始まります。その段階で、大体8月から9月にかけて、その取りまとめの時期が参りますので、その前に社協のほうと、そういう3カ年に向けた協議を行っております。その中で、社協のほうから要望書を提出していただいております。その提出していただいた要望書の内容を確認しまして、調整できるものは調整した上で、3カ年要望としてまち課のほうに提出するような形の手続をとっております。

その中で、今回も、ベッドにつきましては、非常に老朽化が激しい部分と、それから、キャスターがついていないということでもって、防災上の問題も含めて、そういう整備をしたいんだということで、私どももそれについては確認をした上で、当然の要望だなということで要望させていただいております。3年間でもってやりたいということで要望させていただいておりますけれども、この27年度に10台分について見ていただけものですから、今回平成28年度で22台、来年、29年度に16台というような形で、年次的に計画づくりをしていこうということで進めているものでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 最後にしたしたいと思います。老人福祉費、今回、いつもの計画、例年どおりのものもあるんですけども、総合戦略に基づいて、各事業、新たな事業も入ってきてます。利用者、いろんな町民の皆さんに、デリケートなかかわり方をせざるを得ない、親切や心遣いの非常に要る事業がそれぞれ多いと思います。そういう意味では、担当課含めてしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしく、頑張るようお願いいたします。質問を終わります。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのように頑張って進めてまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございますか。
4番、石澤委員。

●石澤委員 127ページの高齢者バス乗車券なんですけども、今年は何人の予定なのかという事なんですけど、何人分なんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今年度につきましては、使用見込み数ということで、1,444人の6割で4,000円ということで、この金額を見込んでおります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 高齢者バス乗車券、この助成というのは確かにありがたいものだと思うんですけども、この下の高齢者交通費、釧路まで、車椅子の助成のことも含めて、介護タクシーを使ったものということで、すごく助かっているんですけど、介護タクシーまでいかない、それから、何とか自分で歩けるけども、車椅子には乗らないけども、バスに乗るのが大変というような方も結構いらっしゃるんですけども、そういう人たちに対しての、小回りのきくもの、例えばタクシー券とかというのは、この助成と一緒に考えられないのかなと思うんですが、どうでしょうか。結構、バスまで歩いて行くの大変だし、だけど、介護保険の対象にはならないという方が結構いるものですから、その辺はどうですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） タクシー券の利用という部分も含めて今回検討をさせていただきましたけれども、タクシー券にしましても、バス券とタクシー券にしたということで選択をしてもらおうということも考えました。ただ、タクシー券にしてもですね、皆

さんが利用できるということには、市街地から離れたところの部分では利用もなかなかできないと。それから、そういう意味では、JRの部分も、そういう利用もどうなんだというふうなことになってまいります。なかなか、今のバス券を変える方向性というのをいろいろ検討をしましたけれども、今検討した中では、なかなか難しいなということで、現状の制度でもって、今年、いかせていただきたいということで計上させていただいております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 地方というよりも、この町中なんですよ。バス停まで行くのが遠くて、こういうタクシー券っていうの、高齢者バスの乗車券と一緒に、補助券と一緒にもしあったら、使えるのになというのがあったものですから、それを考えてほしいなど、今、もう少しまたいろいろ考えてくれるということなので、考えてほしいと思います。

それともう一つ、高齢者事業団なんです。ここに高齢者事業団のことが、高齢者の活躍をというようなことで高齢者事業団のことを書いてあったんですけども、この補助金の額なんですけど、前は道からの補助金があったときは60万だったような気がするんですけども、この状態では人件費の分もないような状態なんですけどね、高齢者の方々がいろんな仕事を、自分の持っているものを使って社会に貢献してるっていうのはあると思うんですけど、この補助金の部分をもう少しふやすことができたかなと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） バス券の部分については、タクシー券も含めていろいろ検討はさせていただきましたけれどもなかなか難しいという状況で、すぐ、どうこうということは言えませんけれども、引き続き、いい制度になるようにはしていきたいと思しますので、検討は進めていきたいと思します。

それから、高齢者事業団の関係でございますけれども、これにつきましては、ちょっと年数承知しておりませんが、かなり前から、この30万という金額になって、かなりたっていると思します。今の段階では、この補助というのは、訪問開拓員に対する補助ということで、仕事を開拓する部分の人件費にあてがっていただくような形でやっているものでございますけれども、これについては、今のところ、特別、事情が変わって、こういうことをしたいので補助金を上げてほしいだとかという要望も特別受けておりませんので、この金額でもってお願いしたいなと考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 ということは、事業団から要望が上がれば、補助金を上げるという可能性はあると理解していいんですか。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） その内容だと思います。それが、皆さんが上げるべきだというような内容であれば、当然検討しなければいけないなとは思っています。
- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。
- 石澤委員 わかりました。上がってきたときはよろしく願いいたします。
それと、さっき8番議員さんの質問とダブっちゃうんですけども、この心和園の備品のことなんですけど、今までというか、町で委託をする前から、町でやってたときから、この備品を買うときに、中で働いている方たちの意見とかというのは聞いていたんですか。取り入れて、この部分だったらこういうところが大変だから変えたいとか、例えば浴槽だったら、ここの部分を直してほしいからとか、そういうようないろんな意見を取り入れた上での備品購入に、備品を購入するときにそれを生かしていったものだったのか、それとも、こっちのほうでこれ買うから施設決めるっていうふうにしてやってたものなんでしょうか。
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） 今回上げさせていただいているものについては、まず、社協のほうから要望を受けるという形でお話ししましたがけれども、その中に、今回はベッド、それから消灯台というようなことをございますので、それらのカタログなんかもつけていただいて、見積もりもとっていただいて要望を受けております。その上で協議をさせていただくということで、施設側のほうで選んでもらったもので対応しているものでございますので、私どものほうから、これというようなことは、協議の中で、これではどうなんでしょうかというやりとりはありますけれども、ベースになるものは施設側のほうで取りまとめて上げていただくという形になっております。
- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。
- 石澤委員 それは町でやっているときもそうですか。町が施設を運営しているときも同じように、担当者というか、要は、そこで働いている人の声がどれだけ入っているのかなどいうのを聞いたかったものですから、その辺の確認なんですけれども。
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） そういう要望を上げていただく場合には、その施設側のほうで、当然、どういうものが欲しいのか、どういう内容のものがいいのかというその検討はした上で上がってまいりますので、当然、その選ぶ段階で、施設のほうで現場の方も含めて協議をしていただいたものが上がってきていると考えております。

●委員長（大野委員） ほか、この4目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

5目後期高齢者医療費。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目国民年金費。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目自治振興費。

5番、竹田委員。

●竹田委員 昼前の時間、あと5分、6分しかないんですけど、いいですか。多分、5分、6分で終わらないような気がするんですけど、いいですか、やっても。

●委員長（大野委員） やれるところで、途中で切ります。

●竹田委員 とりあえず、時間もったいないのでやらせていただきます。

自治振興費の中で、まず、地方バス路線維持対策、昨年度は1,282万8,000円ですけど、本年度、1,388万7,000円、約100万くらいの上乗せになっています。時間がないのでまとめて聞きます。まず、この100万プラスになった要因ですね。

それと、125ページの福祉バス運行で370万1,000円、127ページの高齢者バス助成等々あるんですけども、何を言わんとするかというと、これらですね、いろいろかかっている経費を、例えば、福祉バス専用のバリアフリー用の小さなバスを町が買って、それを要するに委託をするということで、これを、あっちにちよびら、こっちにちよびらじゃなくて、患者さんも、障害者の方も、高齢者の方も、車椅子になった方も、それぞれがですね、いろんな地方バス路線の対策費の中にもさわられているんですけども、バスが大き過ぎてとか、いろんな弊害があるし問題があります。こういった、地方にだんだんバスが通わなくなっている部分もあります。こういった、いろんな分野であっちにこっちにというお金をかけるのであれば、一つにして、町内をぐるぐる回ってあるく、いろんな用途に使えるような小さなバスをですね、1台でなくて2台、3台、安く買える、そういったものを一括して、町でもう一度試算をし直して考え直すべきでないかと。ほかの町村でも、そういったやり方で経費の削減にもつながったという事情もあります。そういったことを、一から積み上げるのではなくて、今までずっとやってきて、あっちにこっちにということで補助をいろいろ出しているわけですから、それらをトータルで

含めて、本当にその経費が削減になるのであれば当然やるべきだし、それらを一度計算したことがあるのかないのかも含めて、ぜひ検討してもらいたいと思うんです。まとめて言いましたけども、お願いします。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、地方バス路線対策の部分でございますが、地方バス路線につきましては、乗合バス事業者に対する地方路線の確保のための助成でございますが、それが100万円ほどふえているということでございますが、基本的に、当初予算については、前年度の実績から20分の11に、生活交通路線、釧路、厚岸で言うと、釧路から浜中のゆうゆまでの広域にまたがる路線になりますが、その部分の乗車率で補助金が変わってきます。その部分がまだ当初決まらないので、その部分の補助を当初予算で見えない部分と、あと、燃料の単価差ですとか、補助単価と実際の運行単価の変わる部分については、当初見てございません。100万円の違いについては、おとしの実績と昨年度、27年度ですね、その差がそれだけあって、収支の差等でそれぐらいの差が出ておまして、当初予算の差というのはその部分になってございます。

福祉バスについては、保健福祉課のほうから答弁させていただきます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 移動の問題については、先ほど高齢者バス券のお話もありましたけれども、それから、今回、釧路までの車椅子利用者の方の助成というのも考えさせていただいておりますけれども、非常に大事な問題だという認識はしております。それで、総合戦略の中でも、18ページのところで高齢者の移動手段の確保を検討ということを上げさせていただいております。すぐ何ができるかということとは言えませんが、この総合戦略の期間の中でこういった検討を進めていきたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 昼食のため休憩いたします。

再質問は午後1時からお願いいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（大野委員） 委員会を再開いたします。

7目自治振興費、竹田さんの再質問から始めたいと思います。

5番、竹田委員。

●竹田委員 簡単に言うのであれば、昼前にも言いましたけれども、各部署でのさまざま

な、老人福祉、自治振興費、社会福祉費、高齢者等についてのいろいろな、さまざまな振興手当がなされています。その中でも、特にこの地方バス路線維持対策費を含めた中のさまざまな福祉に対する助成の考え方で、移動手段ということで総括的に一度全部を拾い上げて、そして、削減できることができるのかできないのか、もしそういった、今までやっている、いろいろな施策が展開されているわけですがけれども、総体的に一括でできるような方法論がもしあるとしたら、そしてそのことによって削減ができるのであれば、昼前にも課長のほうから総合戦略の中でもお話を聞いたわけですがけれども、総合戦略の中でも、高齢者の移動の手段の件ということについても考えていかなければならないということで、今までは、地方の創生、活性ということで、まち・ひと・しごとということで述べられてきて、ずっと私もそういうふう聞いてたんですけども、ここに来て、地方自治体が革新的な行動をとらないと、なかなか新たな戦略方程式を生み出すことができないと言われていています。この革新的行動、シュンペーターというふうに言うんですけど、今までは、まち・ひと・しごとの関係のイノベーションという発明をすることによっていろんなことが変わってくると言われてきたんですけども、今度は、まち・ひと・しごとじゃなくて、人と物と金というふうに考え方を変えていかなきゃならないと言われていました。それは一つに、人と物と金を新たに発明するのではなく、それを、現状を踏まえた中でうまくつなぎ合わせていくということが大事だとされています。まさにそれが地方に課せられた総合戦略の内容だと思います。

改めて、そういった今までいろいろな施策を講じられた部分を一つに、一括にまとめてやることによって、どのような経費が削減できて、また、それが住民に対するサービスが向上できるのであれば、やはりやるべきと思いますが、改めてもう一度お聞きします。そういったまとめた形で、ぜひ考えて、試算をもう一度改めてやっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町内の交通機関をまとめて考えてはどうかというご質問になるかと思いますが、現在、確かに、生活交通路線、それからスクールバス、高齢者の患者輸送バス等、それぞれの部分で行っている部分がございます。ただ、今現在、スクールバスの一般利用ですとか、患者輸送バスの一般利用ということを、町有車両の有効活用という部分で実施はさせていただいていますが、今後、町交通路線についての見直しを含めて、町全体のバス、利用しやすい交通ということで、まず庁舎内部で協議をさせていただいて、その後、全体として可能な部分があれば、地域協議会というのを立ち上げて、これは陸運局とか地元事業者ですとか関係各所、全て含めてつくらなければならない制度でございますけれども、そういう部分も含めてちょっと検討させていただきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 連携して協議していきたいと思います。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 町もいろいろ地方の部分については勉強してるとは思いますけども、北海道の中でもいろいろな町村で、今、厚岸町については、地方バス路線対策維持については釧路バスのほうに運営、運行を依頼しているということなんですけども、もともとは国鉄バスもありました。民間になってから、国鉄バスが撤退しました。今、唯一残っているのが釧路バスということでもありますけども、こういった釧路バスにかけていく路線バスの維持対策費の部分についても、もし釧路バスがいなくなったとしても、町としては、なくなったとしても、代がえとして、これ以上に維持をかけなくてもできる方法含めて、ぜひ考えてもらいたいと思うんですけども、北海道の中の路線バス関係、民間のバスが走らなくなったとしても、町独自でいろいろな施策の中で考えてやっている部分もあると思います。いろんな企業との連携をとって、企業から補助を逆に出してもらって、その企業に対してもいい利点がある、なおかつ役場のほうも利点があって、そして民間サービスの中でも利点があってという町村もあります。中には、大きな工業のない町村もあります。そういった部分についても、どうやることによって、総体的にいろんな各部署に出しているお金が、総体的に一括でまとめて軽減対策につながれば最高のことだと思うので、それらも含めて、ぜひ考えてもらいたいと思います。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 先ほどの答弁とちょっと一部重なる部分も出てくると思いますが、活用できる部分は活用してまいりたいと考えております。ただ、どうしても、現在の生活交道路線、釧路バスの部分でございますが、厚岸町単体ではなくて、道の地域協議会というのがございまして、その釧路支部、釧路管内、それから根室管内あわせて協議会をつくっております、その中で維持の検討を毎年やってございます。そういう部分もございまして、簡単にちょっといかない部分もあろうかとは思いますが、車両の有効活用、それと経費の節減という意味で、それと利便性の確保という部分で検討はしてまいりたいと考えております。

●委員長（大野委員） ほか、ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

8目社会福祉施設費。

3番、堀委員。

●堀委員 ここで生活館についてお聞きしたいんですけども、湾月町の生活館ですね、もう大分古くなってきて、何年か前にはたしか床が落ちて、その修繕もかけたような

こともあったんですけども、この生活館、何年に建てられて何年経過して、今後ですね、あの地域、最近だと余り新規の事業投入というようなものも余りない中で、集会所、生活館としての位置づけのものを、あの地域においてどのように考えているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後 1 時10分休憩

午後 1 時14分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。
町民課長。

●町民課長（石塚課長） 貴重な時間、大変申しわけございません。まず、生活館の建築年でございますが、昭和49年で、補強コンクリートブロックづくりとなっております。ご質問者の言われるとおり、床ですとか、そのほか暖房器具、いろいろな部分で補修を重ねて現在まで使用に至っております。利用状況でございますが、ほぼ自治会の利用になっておりまして、年間で、平成26年度の利用実績で2,115件の利用がございます。今後についても、自治会を中心とした利用があると考えておりまして、施設に関しては適正に維持補修をしながら、使用を続けていきたいと考えてございます。

申しわけありません、私、件と言いましたが、2,115人の利用でございます。申しわけありません。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ある以上は適正に維持管理して、利用に支障ないようにしてもらわないとならないと思うんですけども、建物自体ももう40年以上たってるということですよ。といったときに、例えば宮白のコミュニティセンターとか、ああいうところだってもう既にですね、床が落ち始めてから何年かして建てかえたりとかもしております。それに、宮白のコミセンよりもずっと古いと思うんですよ、こちらのほうが。そうやって、大分、床関係とかいろいろな修繕もだんだんだんだん必要になってくるといった中では、どこかの段階で、やはり維持管理だけじゃなくて、やはり抜本的に建てかえを考えていかなければならないと思うんですよ。

これらは公共施設の、どの施設もだんだん老朽化が進んできてますから、それらの建てかえというものは今後の課題であるということではあるのだけれども、ただ、やはり地域の核となるこういう、湾月町の中においても地域の核となるこの生活館なんですから、やはり方向性というものをしっかりと出して、維持管理をするにしても、じゃあ、あと10年、維持管理でもたすとか、5年、維持管理でもたすとか、やはりそのあたりを、やはり地域の中にもしっかりと出していただかなければいけない

と思うんですよね。何かやる、考えるにしても、ここがやはり基本のもととなるわけですから、そういった中で、3カ年とかを見ても、全然建てかえ計画というものも考えられていないみたいなんですけれども、やはり、もう考える、そしてその先をきちんと地域と一緒に考えてまとめていく時期じゃないのかなと思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 委員、ご質問者が言われるとおりの集会所関係、一部建てかえはしておりますが、年数的にかなり古いものもございます。傷みのほうも、修繕、毎年度のように行っておりますが、かなり傷んでいる部分もございます。建てかえとなりますと財源等も必要となってくるわけございまして、今後、どのようにその維持管理をしていくかという部分につきましては、公共施設のそういう維持管理の計画を、今後検討を行いまして、その中でそういう部分も考えていかなければならない施設もあると考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 わかりました。いずれにしても、例えば自治会のほうがどのように考えているのかということもあると思うんですよ。でも、いずれにしても、ちょっとそこら辺とも含めてしっかりと検討をしていただきたいのと、しなければだめじゃないのかなというふうにですね、あそこの近くには旧厚岸小学校があったりとかというような中で、歴史的に古いようなところの中心街、湾月自体が歴史的に厚岸の中でも古い地区でありますから、やはりその中にある住民の核となる施設なんですから、ぜひいい方向で考えてください。お願いいたします。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 建てかえに関しては、今この場でご答弁はちょっと、大変申しわけありませんが、できませんが、山の手、それから宮園鉄北と、もちろんその建てかえを行う場合においては、特に自治会、地域住民の意見を聞きながらですね、設計段階から聞きながら取り組んでいる事例もございますので、そういう時期が来ましたら、そのように地域を巻き込んだ形で考えたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

6番、室崎委員。

●室崎委員　ここで、私設保育所運営費というのが出てきます、141ページの下のほうですがね、これの内容について説明をしていただきたい。

●委員長（大野委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　私設保育所運営費でございますけれども、これにつきましては、地域で運営していただいている保育所でございます、片無去の保育所の運営費補助、それから若松保育所の運営費補助ということで、それぞれ144万円の助成金を見ているものでございます。

●委員長（大野委員）　6番、室崎委員。

●室崎委員　厚岸町内の保育事業といいますか、それは3種類の保育所によって行われてきたと理解しておりました。真竜保育所、厚岸保育所、宮園保育所というのはいわゆる保育所ですね。それから、へき地保育所ですか、それと、この私設保育所と言われるものと、この三つで、3種類で、幼保一元になった幼稚園とかそういうのは今ちょっと別にしてですよ、行われてきたと理解しております。

それで、へき地保育所というのが、たしか十何人、11人でしたか、12人でしたか、忘れましたが、そのぐらい人がいないと、へき地保育所としての認定を受けることができないんでなかったかと、そういうふうに思うんですが、それもちょうと後で教えていただければありがたい。ところが、地域によってはそれだけの子供がいない、へき地保育所に該当するだけの子供がいないというところはありますよね。そういうところで、それじゃ、子供が少ないから保育所というものが要らないのだったら、決してそうじゃなくて、やはり非常に必要なんですよね。近年のことではないんですけども、それこそ10年、20年前の話でしょうけれども、やっぱり農家の地域で、子供が親の後を追って、大型の農業機械で引かれてしまって亡くなったというような悲惨な事故もありました。そういうようなことを考えますと、やはり親御さんとしては、どうしても保育所が必要ということで、その自治会だとかそういうところがお金を出し合って保育所をつくっていくというのが自然発生的に各地にあって、その必要性を認めて、町がそれに補助を出すとなりましたよね。それで、当初はおもちゃだとか、おやつ代だとかの範囲だったんですけども、ある時期からは、そこで、当時は保母さんという言い方でしたが、今は保育士ですか、その資格があるかどうかは別にしてですね、そのお世話をする人の人件費についても、それなりの補助をして今日に至っていると、そういうふうに歴史的経緯を理解しているんですが、それでよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　そのとおりだと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、その私設保育所も一時に比べると少なくなりました。本当に子供がいないということだと思います。ただ、今やっているところ、2カ所ですか、今お話があった、そこは一生懸命、その必要性に鑑みて地域の人たちが頑張っているということで、それに対する応分の補助をいただいていることについては、よく感謝の言葉を聞きます。

それで、その上でというのは何なんです、今非常に困ってる話を聞いているんです。それは、保育士さんの役をしてくれる人がなかなか見つからない。それで、金銭的なことはみんな負担すれば何とかなるんだけど、人がいなければどうにもならないというところで、あみかのほうにも内々、福祉課のほうにも相談に行くんだけど、余りはかばかしい答えがないという話なんですね。それで、まさか町のほうで誰かをつかまえてきて、そして、はい、この人というところまでは、いろいろな意味でできないかと思います。それも現地の人たちは全部理解しています。その上で、何らかの方法で、これを実質的に支援するということができないものなのか、何かいい知恵がないのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 町立の保育所の臨時保育士の募集というのも行っておまして、4月以降に任用する職員募集を2月に行っております。ところが、町立の保育所の三つの認可保育所とへき地保育所、太田のへき地保育所と合わせて、その保育所に勤務する、今の想定の子どものさんの人数、それから障害を持っている子どもさんの部分あわせて、臨時保育士の人数を調整をしているんですが、2月に募集をした段階では任用したい人数に足りないというような状況でございます、実は先週の新聞にも追加でもって募集の記事を出させていただいております。そういう部分では、私どものほうで紹介できる方がいらっしゃれば、そういうこともしたいんですが、私どものほうでも足りないというような状況があつて、非常に困っているという状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そういう中に重ねてというのは心苦しいんですが、確かに、現実、そういうことで、もし私設保育所ができなくなってしまったら、これもまた大変な問題なんですよね。それから、私設保育所の場合には、保育士の資格をもし持っていなくても可能なんですね。認可保育所だとかへき地保育所になると、資格がないと駄目でないかという気がするんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 資格を持っていない方でも実際は勤務されていると思います。私どもの補助は、持っていなくても同額の助成をしております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 私もこの目で3款2項1目児童福祉総務費、今ちょうど、私もこの児童福祉一般なんですけど、負担金、一番下のほう、今お尋ねになっていたその一つ上、施設型給付費負担金3,082万6,000円、これはたしか新規で計上になっているという認識をさせていただきました。今まではなかったんですけども、施設型ということになると、カトリックとさくら幼稚園が対象になるのかなと、今までは道のほうから直接助成を受けてた幼稚園だと、運営をされてたと、今回、このような国の制度が、選択肢によるということで聞いてたんですけども、今回、計上に至った、法律の改正も含めてですね、概略、説明を求めます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 施設型給付費負担金ということで、この項目、それから金額については、初めて今回、今年度から出させていただいているものでございます。これにつきましては、子ども・子育て支援法が昨年4月1日からスタートしております。その子ども・子育て支援法でもって、認定こども園、それから幼稚園、保育所、これら三つを通じた共通の給付ということが制定されまして、これが施設型給付というものでございます。この施設型給付につきましては、今の認定こども園、幼稚園、保育所、それから小規模保育の部分などを含めて、この施設型給付という中で、国が2分の1、北海道が2分の1、町が4分の1ということをもってその給付をする内容でございます。

それで、私どもの町立の保育所については、自動的にこの施設型給付、新制度のほうに乗っかっているんですけども、給付のお金の流れについては、一般財源化されているものですからお金の流れの変更はないんですけど、この幼稚園については、この施設型給付の制度に乗るか、今までどおり私学助成ということで道の教育委員会のほうからいただくものか、選択ができるようになっておりました。それで、昨年の4月からスタートした段階では、今までどおりの継続するということで継続して27年度やってきておりましたけれども、28年度に向けて、この施設型給付のほうに移ると、移りたいということで、町内の幼稚園2カ所とも施設型給付のほうに移りたいという意向が出てまいりました。

それで、この施設型給付につきましては、保育の単価、要は、子どもさんの数でもって国が定める枠はあるんですけども、何人から何人までは幾ら、何人から何人までは幾らという1人当たりの単価が国から示されまして、その単価から収入額を引いて、その引いた残りの分の2分の1を国、4分の1を北海道、これを厚岸町が受けまして、収入を受けて、そして町の4分の1を足して幼稚園に支払いをするということで、この2カ所分の合計の金額でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 2カ所の幼稚園で、ちょっと今説明聞いてたんですけども、今までは、二者、二つ選択できたのかなと。今回法律改正で、新たに、直接、施設型給付費負担金というものができて選択できるようになったのか、もともとあったのに、今回、その二つの幼稚園の都合でこうなったのか、その辺ちょっと確認をさせていただきたい。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 新しい子育て支援法ができて、スタートしたのが去年の4月です。26年度まではその制度ありませんでしたので、幼稚園は私学助成ということでやっておりましたけれども、昨年4月からは選択ができるという形になりまして、去年は、1年間そのまま継続をして私学助成で来て、この28年の4月からは新しくこの制度に乗りたいという選択をしたということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 制度については大体わかったんですけども、僕、一つ疑念に思ったんです。選択できるわけですからどっちでもいいんですよ。そうすると、二つの幼稚園がこれを選んだのが悪いとかいいとかではなくて、こっちのほうが有利のかなと勝手に想像をしたんです。有利だからこっちを選んだんだろうと。その辺というのは、この幼稚園にすると、この施設型給付費負担金を選択することのメリットというのはあるんだろうなど、こういう理解のもとに、ここに計上に至ったのかなと思ったんですけども、その辺はどうなんでしょうか、実際のところ。二者択一だから、悪い、デメリットになるものは選ばないだろうと、僕にすればそう思った、そういう経緯というのはちょっと今の説明では聞き取れないんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私どものほうで私学助成を幾らもらってたかというのは、実は承知しておりません。どの程度のものなのかはわからない状況です。新しい制度に乗る場合も、先ほど枠と言いましたけれども、人数でもってその単価が違います、15人までは幾ら、25人までは幾ら、35人までは幾らということで、その単価、子ども1人当たりの単価が、国からしましたら単価が違います。そうしますと、その、いる子どもさんの人数でもってその単価を掛けて給付費になってきますので、その上限に近いほうの人数がいる幼稚園は、それなりな金額をもらえるのかもしれないんですけども、少ない人数だと、また少ないというようなことがありますので、一概に、それがどうなのかというのは、ちょっと私どもも計算できる根拠を持っておりませんので、メリットは何なのか、どうなのかというのは、ちょっと答えづらいということでございます。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。
2目児童措置費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目児童福祉施設費。
6番、室崎委員。

●室崎委員 ここでちょっとお聞きしたいんですが、町長の執行方針の中にも、保育所のですね、これは保育所に限らないと思うんですが、施設の老朽化、あるいは児童数の推移、これは減ってもふえないでしょうね、それから、老朽化とも絡むんでしょうけど、ああいう公共施設の耐震診断、そういうようなものが必要になって、これからその整備を進めていくんだという意味のくだりがありました。それで、今回の予算書で、そのつもりでずっと見てみたんですが、差し当たって項目がないんですね。3カ年実施計画にも出てこない。それで、これについてはまだその予算段階でないのかなという気もするんですが、執行方針でこれだけはっきり書いているわけですから、方針は出てるんだろうと思うので、そのあたり含めて教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 執行方針の中で、耐震診断の結果や施設の老朽化と児童数の推移を踏まえた施設整備の検討ということで申し上げております。おっしゃるとおり、予算については計上されておられません。

この保育所の関係につきましては、認可保育所でございますけれども、真竜保育所が昭和48年の建設、それから厚岸保育所、53年、宮園保育所、55年ということで、かなりな年数を経過しております。このうち、厚岸保育所と宮園保育所については耐震診断を行っております。この耐震診断でもって、片方の方向に問題があるという診断結果が出ております。それで、施設整備の対応を検討しているところでございます。耐震工事という考え方もありますし、それから、新しく新築ということもあります。それから、統合という考え方もあります。それで、実は昨年秋から各保育所の保護者の役員の方たちと懇談をそれぞれ持っております。それで、耐震の結果のお話をした上で、耐震の工事、それから改築、それから統合ということについて意見を伺っております。

そういうことも含めて、今年、平成28年中にその方向性を出していきたいと考えておりまして、予算には計上しておりませんが、執行方針の中に載せさせていただいております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、今年度中に具体的な方向が決まると、こうしようということがまず決まると、それに従って、次の段階で実施設計なり何なりに入っていくことになるわけですね。今お話聞いていますと、耐震診断が、その認可保育所三つのうち二つしかやってないように聞こえたんですけども、その耐震診断、もうちょっと詳しく。それから、やってないところは、必要ないからやってないのかどうか、それ含めて教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 耐震診断につきましては、宮園保育所と、それから厚岸保育所2カ所をやっております。真竜保育所はやっていないというのは、真竜保育所、先ほど申し上げましたとおり、48年の建築でございますが、宮園保育所、一番新しい保育所、55年ですけども、その保育所でも問題があるというような状況でございますので、そこがだめであれば、もう真竜のほうも問題があるということで、その部分はやっていないということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 何か聞いていますと、おまえはもう病人だから健康診断するまでもないよというような式の話に聞こえるんですね。それで、学校に比べて、どうもその耐震診断とか補強とか、そういうものを含めてが、随分何かゆったりしているような感じがするんですけどね。やっぱり公共施設ですし、ましてや今の厚岸町の宝である子どもたちの通うところなので、余りそんなのんびりした話をされてると、非常に違和感を感じるんですね。もちろん、耐震強度を基準に達しなかったからといって、ちょっとそよ風が吹いたらばたんと倒れるようなものではないですね。基準が変わったら、同じ建物が基準以下になっちゃったなんていうのは幾らでもあるわけですから。だから、そうそう神経質になる必要はないというのもよくわかりますけれども、やはりそこは早急ですね、これは安全性という点で整備をしていただきたいなど、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、ご質問者からお話ありましたとおり、かわいい子どもさん方の保育所、安全第一

であります。先ほど担当課長からお話ありましたが、真竜保育所は既に43年たっています。厚岸保育所は38年、宮園保育所は36年たっております。そういう中で調査した結果、耐震性がないということになったわけでありまして、私といたしましては、かわいい子どもさん方を預かっておる厚岸町としては、やはりそういう状況であるならば、直ちに保育所のあり方というものを検討しないといけないということで、原課に指示をいたしたところであります。直ちに建設をいたしたいとは思いますが、手順があります。やはり、父兄、保育士、関係者の考え方というものも必要だと、やはり理解を求めないといけないということで、昨年から原課でその作業にもう入っておるわけでありまして。大方の考え方は、ほぼまとまっているようでありますが、まとまり次第、どのようにしたらいいのか、早急に検討をしなければならない。私としては、やはり統廃合または新設等、いろいろあります、先ほどお話ありましたとおり。そのまとまり次第の方向で、私としては安全な保育所をつくりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 保育所のところで、真竜、宮園、厚岸、3保育所のところにかかわってお伺いしたいんですけども、先ほど6番議員さんのところの質問で、なかなか臨時職員が確保できないんだという答弁がございました。予算書見るとね、臨時職員の賃金というのが若干ずつふえているんですけども、確保できたのかなと私は思ってたんですけども、さっきの話では、どうも違うのかなというところで、それで、3施設の配置基準にきちんと合う職員、臨職も含めて、確保がまずできたのかどうなのか、その点についてお伺いいたします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この臨時職員の、常勤の臨時職員の分でございますけれども、その常勤の臨時職員をお願いする場合は、まず、職員の保育士がそれぞれの年齢ごとに配置をいたします。そして、その年齢ごとに配置基準というのがありますので、ゼロ歳は3人まで、2歳未満は6人までというような基準がありますので、その基準に従いまして、その基準を超える人数が申し込みがある場合には、その超える部分については、臨時職員の方を1名プラスして配置することによって、その基準を確保するというところでやってきております。そして、さらに障害児の子供さんの部分についての加配も、常勤の臨時職員でやるということでやってきております。今までは、その基準に従った配置をしておりますので、基準を超えてという取り扱いはしていません。

ただ、昨年も話がありまして、途中から入りたいという子供さんが出てきたときに、今言った、保育士さんをふやさなければならないというような状況のときに、保育士さんの確保ができないで対応ができないというような状況になってしまいますので、その部分は、何とか臨時職員を確保したいということで、今も募集をやっているとい

うようなところでございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 年度当初については配置はできるけれども、途中については、要は不足するということですよ。これは、去年と状況的には変わってないですよ、この状況というのは。去年も私、ちょっと質問をさせていただきましたけれども、やっぱり途中から入所するところの子どもさんについては、やはり職員が確保できないので待機になってしまうというような状況だということで、去年と全然変わってないんだなと思っていますが、それで、昨年ですね、ゼロ歳児のところ、2人でしたか、入所できないと、対応できないというお子さんがいらしたと思うんですけども、その2人については、その後どのような対応になったんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その後ですね、保育士の確保は最終的にはできませんでしたので、入所については待っていただいたという状況になります。今、新たな4月からの募集に応募していただいていると思いますので、その中では対応できると思いますが、今現在は、その方たちにはやっぱり入所はできていないという状況になっています。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで、その保護者の方ともちょっと何度かお話をこの間させていただいているんですが、保護者の方はずっと待っているんですね、やっぱりね。その間、入れるようになったら、最初の方にですね、連絡をしますと言ったきり連絡が来ないと。入れるんだろうか入れないんだろうか、ずっと不安を抱えて過ごしてきたと。保護者のほうから、まだかまだかと電話するのも、やはり役所、役場のほうも大変なんだから、そんな催促するのもやっぱり気兼ねをするということで、なかなか電話もかけられないと。だけれども、何か一言くらい言ってきてもいいんじゃないかというのがあるんですよ。やっぱり待てるほうとしては、せっぱ詰まって入所の希望を出しているわけですから、本当にせっぱ詰まって待っている。その中で、多分対応的にも大変なんだろうとは思いますが、今年度についてはちょっと困難であるとか、何かそういった配慮的なものというのが、その間に一度ぐらいされないものなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっとその配慮の部分については、直接どんなやりとりをしているのかというものはちょっと承知してないので、大変申しわけありませんけども、もしそういうことであれば、やはり今の状況をお話しするなりといった配慮はしな

ければならないかなと思います。

ただ、2月に保育士さんの募集をしたときに、今勤務している保育士さんではなくて新たな保育士さんが出てくるというような状況になったときに、募集は4月からの分でしていますけれども、その2月の時点で新たな人がもし、この2月からでも働けるよというようなお話があればですね、そういった対応もできるんですね。そういうのも見ながら、できるだけ早く入れられるような方向性というのは、いろいろ模索をしている中で進めているということをご理解いただきたいなと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 今のちょっと答弁を聞いてますと、状況的には変わらないのかなと。今年度ですね、どのぐらい、ゼロ歳児というのも、その年度によってももちろん違いますから、もしこれと同じような、例えば、途中で2人ぐらい待機児が出るような申し込みがあったといった場合は、これ、どうなんですか、やはり職員がいないので受け入れられませんという、同じ対応になるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的に、その基準を超えて受け入れするわけにはいきませんので、そこはやはり保育士の確保を最優先するしかないんですね。ただ、やりくりはしてます。3カ所の保育所ありますので、その3カ所の保育所の中で、ゼロ歳については真竜保育所しかありませんから真竜保育所でしかできませんけども、1歳あるいは2歳という部分では、その3カ所の保育所でやっていますので、1クラス6人という、2歳の子ども、1歳の子どもというような枠の中で、真竜保育所は例えば6人いっぱい入れないんだけど、宮園保育所であれば5人だから入れるですとか、1人加配になっているのでまだ入れるとかという部分のやりくりはできますので、そういった部分を、いろいろ保護者の皆さんと相談しながら、できるだけ入れるような対応はとっておりますけども、ゼロ歳の部分というのはちょっと絶対的な部分で、保育士さんがいなければ難しいなと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 ちょっとゼロ歳児のところにこだわるようなんですが、真竜保育所で、ゼロ歳児の受け入れ人数というのはたしか6人まで受け入れられるような、資料的にはですね、そういった数になってたと思うんですよ。臨時保育士がその中で3人に1人だと。3人以上超えるから対応できないと。じゃあ、この受け入れ要員の6人というのは、これ、どういうふうに考えるんですか。6人なんだけれども、実際は3人しか受け入れられないよと、それを超えたら、6人という人数にはなっているけれども、それについては対応できないよということ、この6と3という、その数というのはどういうふうに考えればいいんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 真竜保育所にはゼロ歳と1歳が一つの部屋の中に、ほふく室って、ゼロ歳の子どもさんがいる部分とあるんですね。トータルで10人の枠で持っているんですね。そのときに、ゼロ歳の子どもは3人に1人の保育士が必要です。それから、1歳の子どもさんは6人に1人の保育士が必要なんです。それで、もし1歳の子どもが少なくてですね、ゼロ歳が5人来ましたという話になると、そこには、ゼロ歳は3人に1人ですので、保育士2人必要なんです。そして、1歳の子どもにもまた1人必要ですので、3人必要となります。ですので、今言った6人だとかというのは、あそこの施設の規模の中での受け入れができる人数と、それから、保育所の配置基準でもって配置しなければならない人数というのがあるものですから、そこを両にらみで調整をしていくということになりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 ちょっとよく理解がちょっとできなかったんですけども、でも、これ以上しても、ちょっとわからない部分も多いのかなと思うのでこれでやめますけれども、保護者の皆さんというのは、やっぱり必要であるから子どもさんを預けるということなのでね、やはり希望者については、しっかりと保育士さんを確保していただいて、希望する方は入れるような、そういったような受け入れ状況というのを、しっかりこれからもつくっていただきたいということを望みますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 正職員の保育士については、去年から定足に合わせた形で人数の確保をするために、去年も2人、今年も2人、採用いただく予定になっております。その基本となる職員の確保をした上で、臨時職員の、常勤の職員の確保をしなければならないということで、そこがなかなか難しいというか、今いないんですけども、去年よりも、やめられた方もいますけども、今年の部分では、1人、常勤の保育士の応募の人数は多い状況になっていますので、ただ、子どもさんが去年よりも今年のほうが多い状況のようで、今調整をしておりますけれども、できるだけ希望に添えるような形で頑張っていきたいなと思っています。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。
4番、石澤委員。

●石澤委員 今、保母さんの話は12番議員がしたので、一時預かりということの前をやるって言っていましたけれども、その予定はありますか、一時預かり保育をできればいい、検討するような話をしてたんですけど。子どもたちの一時預かりです。ゼロ歳児から、

保育所行くまでの子どもでね、一時預かりをするということも検討するという話、前に聞いたんですけども、それはどうなってますか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今現在、町立保育所でその一時預かりというような形での受け入れということは今考えておりません。ただ、幼稚園のほうでも一時預かりというのはやっていますし、それから……。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後 2 時06分休憩

午後 2 時06分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほど、施設型給付というお話をさせていただいておりましたけれども、子ども・子育て支援法の中で、新しくできた制度の中で、施設型給付というものと、それから地域型保育給付という、その給付の制度ができております。この地域型保育給付の制度の中には、法定13事業という中に一時預かり事業だとかということもできることになっています。

それで、厚岸町では、去年の3月の議会でもって、小規模保育の事業に対しても、それは町の認可といいますか、指定になりますので、それに対する基準の条例なんかを定めていただいたという流れになっております。ですので、そういう事業者が出てきた場合には、その条例に基づいて、そういう実施ができるような対応を図っていくことになります。ただ、今現在、そういう声も今の段階ではない状況でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 奔渡ときらくで子どもたちの支援やっていますよね、その中で、一時預かりがあればいいねというのはお母さん方から出ているみたいなんですよ。子ども、赤ちゃんというのは、やっぱり人になれないとだめですから、あそこに通ってきている人たちにとっては、奔渡きらくの支援センターというのかな、あの場所でもしやってもらえたら、1時間でも2時間でもいいから一時預かりがあそこでできたらどうなのかなというような、これは若いお母さんたちからの意見なんですけども、助かるのになんというのが出てたんですが、あそこは、保母さんは正規じゃないですよ、再任用でやっているのかな、という形でやっていると思うし、お昼休まなきゃならないので、その時間帯もあるんですけども、やっぱり、子どもが行って、常に触れ合うことができるような場所

で、もし一時預かりができるならば、少し前へ進むのかと思うんですけど、それはどうでしょうかね。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子育て支援センターにつきましては、今、お母さんたち、それから子どもさん、非常にたくさんの方が通ってきていただいております。職員は正職員と、それから臨時職員、2人が配置になっております。新年度におきましては、あそこの施設でやっている部分と、あみかのほうに移ってやっているのと、月曜日から木曜日までは奔渡でやってまして、金曜日はあみかのほうでやっております。それで、来年度、新年度につきましては、その利用の状況も非常にたくさん通ってきていただいて、お母さんたちの安らぎの場になっているような部分、本当にありますので、そこをもっと拡充したいということで、臨時職員2人のうち1人は、本当にパートの臨時さんだったんですけども、それを今回は非常勤職員の分を、予算をお願いしまして、正職員と、それから常勤の臨時職員と、それから、時間が4分の3時間の非常勤職員と、この3人を配置をしたいと思っています。それで、金曜日はあみかのほうに移ってきてやりましたので、金曜日、奔渡のほうではできていなかったんですけども、両方ともあけるような形でもってやるというような形で今進めております。そういう意味では、子育て支援センターの部分については少しずつ充実をさせていくような形で今取り組んでおります。

ただ、あそこで預かり保育ということは、今の段階というか、あの体制ではできませんので、預かり保育については、あそこでやりたいということは考えておりません。今の部分では、その預かり保育にかかわるという部分では、社協が中心になってやっているファミリーサポートセンターというようなところでもって、預かる方と受ける方をマッチングさせて、預かるというような取り組みもしておりますので、そこはそういう部分の活用をお願いできればと考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 預かり保育の利点というのは、ファミリーサポートもいいんですけども、やっぱり子どもの部分で、小さい子というのは、本当に人にきちとなれてないと預かることもできないんですよ。それだったら保育所の中で、宮園とか真竜とかありますよね、保育所の中にそういう形を設けるとか、通っていくことが可能な場所に設けるとかしないと、預かり保育っていうのはできないと思うんです。

今、支援センターって、子どものところだと言ったのは、やっぱりその場所になれているということがとっても大事だと思うんですよ。場所なれするんです、子どもって。そうじゃないと、すごい、帰ってきたら精神的な不安定も大きいですし、そういうものもありますのでね、もう少し、保育所、ゼロ歳児はなかなか預けられない、だけど、預かり保育もできないなんていったら、せっかく厚岸で、産めよふやせよの世界ではないと思うんですが、子どもを育てていくお母さんたちやお父さんたち、親世代をどうやっ

てサポートするかって考えたら、少し、変な話、病院に行くとか、それから買い物をするとかというのもあるでしょう。親がいればいいですよ、そばに親がいるとか、親戚のおばちゃんがいると、そうそうないですよ。向こうから来てる人がいますからね、そういう子どもたちをどうやって厚岸で支えるかと考えたら、やっぱりそういう預かり保育もちょっと考えたほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） できれば一番本当にいいんですけども、なかなか、今現在、町立の保育所であっても、先ほどからお話ししておりますとおり保育士が足りないという状況の中で、何とか、困っているような状況、新たに保育士が必要な部分というのは、現実的にはなかなか取り組めるような状況にはないなと思います。

その預かりの部分でいくと、先ほども言いましたけれども、ファミリーサポートの事業なんかも含めて、民間のほうの力もかりて、そういうものを充実させていくという取り組みも一つ大事なことだなということで、それらとの連携なんかも、社協のほうとも聞いてはいますけれども、なかなか、受ける側と預ける側で、いろいろその難しさというはあると聞いていまして、そういう意味では、まだまだその辺の取り組みというのは難しい状況だなというのが率直な認識でございます。今の段階では、それを町のほうでやるという考えは、今の段階では持っておりません。

●委員長（大野委員） 4目、ほかございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

5目児童館運営費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここで有害動物対策、病症媒介動物対策というのがありますが、たしか、病症媒介動物というのは、エキノコックスのキツネでなかったかと思うんです。それから、この有害動物という、その対象になる動物というのはどういうものなのか。そして、この1年どういうことをやってきて、またこれからどういうことをやっていこうとしているのか、そのあたりを教えていただきたい。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

- 環境政策福祉課長（尾張課長） まずもって病症媒介動物対策でございますけども、ご質問者おっしゃっていただいたとおり、キツネ関係、エキノコックス等の懸念されますそういう媒介動物として、これら駆除に係る経費としまして、1頭当たり6,000円、8頭分を予算計上させていただいております。これは、昨年と同額の計上をさせていただいているところでございます。

それと有害動物の関係でございます。有害動物関係につきましては、主にスズメバチに係る経費につきまして計上させていただいております。事、この駆除に係る薬剤費、さらに、本年度、捕獲用の網とかを含めまして、薬剤と含めた中で7万2,000円の予算を措置させていただいて、昨年度5万6,000円の予算から、増額補正1万6,000円を計上させていただいております。それと、役務費のほうでは、直接作業に当たります職員等の検査手数料の計上、さらには、本年度、備品購入のほうで、このスズメバチの関係での駆除用の防護服ほか、これら経費につきましても改めて計上させていただいているところでございます。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 エキノコックスのキツネに関しては、たしか、そういうキツネを全部とるために予算づけをしてやっているというのではなくて、この地域でエキノコックスがどのくらい広がっているかというようなのを調査するために、検体として何頭かをとるというようなふうに前にお聞きした記憶があるんです。それでよろしいんでしょうかね。

スズメバチの話も出たので一緒に質問しちゃいますけど、スズメバチは非常に恐ろしいですし、全国的に言って、何かスズメバチの住んでいるところと人の住んでいるところがどんどん重なってきてるような話があるようで、厚岸もご多分に漏れないんじゃないかと、今、だんだん温暖化で暖かくなってくると、スズメバチの勢いが増しているんじゃないかというような気さえます。それで、これらについてですね、どうなのでしょう、何件くらい、実績といいますか、出動してるものなのでしょうか。その2点について。

- 委員長（大野委員） 環境政策課長。

- 環境政策福祉課長（尾張課長） まずもってエキノコックスの関係については、当然今ご質問者がおっしゃっていただいた内容でございます。予算措置させていただいてます頭数全てを保健所に出してるわけではございませんけども、この中から2頭、それとノイヌ等も、これは別でございますけども、ここには予算計上はされてませんけども、ノイヌの駆除を行ったものについても保健所のほうに検体として出しまして、エキノコックス等の状況については報告を受けているということでございます。本年度というか、27年度につきましても検体出しはしてますけども、その報告はいただいておりますが、昨年度の例から言いますと、犬のほうの検体については、昨年出した部分にはなかったということで報告は受けております。

それと、スズメバチの関係でございます。これにつきましては、年度のばらつきがあ

るんですけども、手持ちの中で、資料が24年からございますので、参考までお話しさせていただきますが、24年度につきましては23件と。25年度、110件ということでふえております。また、26年度は31件。27年度に当たりましては、11月末現在、その後は出てきてませんが、128件ということで、本年の出動件数というか、64日の中で担当職員等が駆除作業に当たっている現状でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これをやめますけど、分かりました。それで、スズメバチもいろんな種類があるようで、僕ら子どものときからヒガリって言っている、刺されるとと言わないで、かまれるとと言う人もいるんですけど、非常に痛い、黒っぽいのもいますけど、あれもスズメバチの一種で、クロスズメバチって言って、一番小さなやつだそうですね。あれで命にかかわるといふ話は余り聞いたことがないんですが、ただ、キイロスズメバチだとか、ここらにいるかどうかは私は確認してないけど、オオスズメバチなんかになったら本当に命にかかわると聞いてます。それで、こういうものについても、1回目は何とかなっても、2回目が非常に危ないとか、いろんな話があるようで、私は専門家じゃないから詳しくないけど、そういうことを含めて、やっぱりきちんとした知識を持ってもらう、こういうところに入っていくと特に刺される可能性があるとか、いろいろあるようです、そういうことの啓発、PR。

それから、エキノコックスに関しましては、今、ノイヌも検体に出しているっておっしゃったのはまさにそこなのでして、我々、キツネだけが持つて、人間にそれがうつってくる風土病だと思ってたんですが、キツネと犬というのは非常に近くて、こういう病気に關しては一緒らしいんですね。それで、四、五年前でしたかね、北大の専門家の方の発表した論文が新聞に大きく出ました。それによると、もう全道的にエキノコックスには汚染されておって、札幌市内の飼い犬からも発見されたというような話が出ておりました。それで、非常に私、個人的に危惧してるのは、私が子どものころ、家の中で犬を飼うってというのは非常に珍しかったんです。ところが、今は、犬を家の中で飼うというのはごく当たり前の風景になりました。すなわち、飼っているペットの犬と飼っている人との距離が非常に近くなっているんです。そうすると、犬がエキノコックスの保菌犬になった場合に、人間にうつってくる可能性というのが前よりは大きいんじゃないかという気がするんです。それで、そういうことを含めて、やはり基礎的な知識をきちんと町民の方に持っていただくように、かわいさの余り、犬から口移しにご飯なんか食べたりすると、これは大変危険ですよ。これはエキノコックスに限ったわけじゃないんですけども。

そういうことを含めて、恐れる必要はないけど、きちんと対処するということが、スズメバチにしてもそう、エキノコックスにしてもそうだと思いますけれども、そのあたりの知識の普及といいますか、それに力を入れていただきたいと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策福祉課長（尾張課長） 今ご質問者おっしゃっていただきましたとおり、スズメバチにつきましてもですね、やはり重篤になって死亡された例もございますし、さらには、このエキノコックス関係につきましても、いろんな中で、現在私どもが押さえてる中では、エキノコックスの状況の中で町内での発生等はございませんけど、やはり改めてこの基礎的な知識は当然周知をさせていただきながら、それぞれ予防接種、犬の関係につきましても予防接種等もございますし、それら含めて、全般的な中でも周知等をさせていただくような機会が、事あるごとに対応していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（大野委員） この目、ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。

2目健康づくり費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 4款1項2目健康づくり費、165ページでございます。165ページの中段に負担金1,497万7,000円、このうち、一番下の厚岸郡救急医療確保負担金1,202万円、ここでお尋ねをさせていただきます。

私なりに解釈をさせていただいたんですけども、浜中町から初めて負担金の受け入れ、今回は緊急医療の不採算部門に医師同士の連携がスムーズに行くようにということで、厚岸町立病院の負担分をここで計上されているということでございますから、歳入の53ページ、雑入で、同じ名称で厚岸郡救急医療確保負担金1,202万円が計上、ここで受けますから、その分、病院のほうに支出というふうに理解をしていましたが、それでよろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 厚岸郡救急医療確保負担金ということで、厚岸町立病院のほうに浜中町からの患者さんもいらっしゃっている中で、夜間、それから休日の部分について、町立病院のほうでは救急指定を受けて救急医療をやっております。そういう中で、以前からお医者さん同士の連携を図ってスムーズな診療というようなことのお話がされておりましたけれども、そういう話の中で、今回については、その救急医療を維持するに当たってかかる費用について、赤字の状況にあります。その赤字の状況に対して、浜中町民も受診をされるという状況の中で、浜中町からも負担金をいただくというようなことのお話をさせていただきまして、今般まとまった内容でございます。

金額につきましては、平成26年度の金額が確定をしておりますので、その前々年ということに基づいていたしまして、その前々年の収支不足の額、これを基準にいたしまして、

その収支不足の額が平成26年度は4,710万4,000円でした。これを、うち、人口割に20%、それから患者さんの割合を80%というふうにいたしまして、その人口割の20%、942万800円になりますけれども、これを人口の割合で割っております。浜中町は38%分ということで、942万800円のうちの357万9,904円を一応計算をしております。それから、患者さんの割合ということで、80%の分は3,768万3,200円となりまして、これの患者さんの割合を出しますと、浜中町の分が22.4%でございますので、その割合を掛けた数字が841万37円となります。これを合わせまして1,202万円という金額を算出いたしました。これについて浜中町と合意ができたという内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 懇切丁寧に、聞いてない算出根拠まで教えていただきまして、ありがとうございました。この計画書を見て、初めてここを見てですね、私も非常にびっくりいたしました。若狭町長、非常に積極的なので、浜中町の役場に行って金庫から1,200万持ってくるのかなど、そんな思いで見えておりました。

過去にも、過去からですね、不採算部門に対する浜中町との話し合いの中で、何とかいい道をとということで頭を悩ませておったんですけども、もう少しですね、算出根拠はわかりました、出す側と受ける側でございますから、話し合いというんですか、その辺のプロセスについて、浜中町側、厚岸町側、病院の体制なんでしょうけれども、そのやりとりについて、もう少し、今、算出根拠は伺ったんですけども、状況を教えていただければなど。初めてこの数字だけ見せてもらったものですから、どんなプロセスがあって、向こうも出す側でございますから、出す側は、一銭でも出すほうは、なかなか割り切れないものがあると思います。その辺の背景も含めてですね、どういうプロセスだったのか、ここに計上に至った経緯について、長々しなくてもいいですから、ある程度教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 経過としましては、大分前から、連携を図っていかなくちゃいけないというようなことでの話というのはずっとさせていただいておりました。ただ、具体的には、話が進めましたのは、平成26年の8月に、浜中町の福祉保健課長と診療所の事務長、それから町立病院の事務長と保健福祉課とで、病診連携についての浜中町の考え方をお聞きするというようなことで協議をしております。そういう協議を26年の11月、それから27年の3月ということで、その協議を行ってきておりまして、その中では、浜中町のほうで町民にアンケートをとって、浜中町の診療所のあり方ですとか、そういう内容についてもアンケートをとったりして、浜中町のほうもいろいろな協議をしてきております。そういう中で、なかなか実際の連携の部分につきましては、やはり先生たちの連携ということになりますと、なかなか難しいものがありまして、そこについては、なかなか進まない状況になっておりました。

その中で、負担金のお話も出させていただいたわけでございます。去年の3月から去

年の7月、8月、それから10月ということで協議を進めまして、最終的に浜中町側のほうも、連携の協議については、それはそれとしてこれからも続けると。ただ、町立病院が赤字の状況でもって救急医療をやっているということについては理解を示していただきまして、それに対しては、やはり負担金を支払うということについても話としては理解をしていただきまして、そういった協議が最終的に今般まとまったということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 初めてこれ、数字見てわかったんでね、わざわざここで聞くのはどうかなという思いもしたんですけど、今聞きますと、去年は7月、8月、10月と、それぞれ協議をされて、協議の結果、厚岸町立病院が救急医療体制に赤字であるということを理解していただいたと、その上での合意というふうに理解をしていただいたということでございますから、私なりに、皆さん方の取り組みについて、しっかり取り組んでこられたんだなということに敬意を表するわけでございますが、一回も議会のほうにはそのプロセスの間、この計上されるまで、私の認識している間は全くないんですよ。それが悪いとは言わないですよ、でも、やっぱりちょっとでも教えてもらえれば、おたくらの努力というものが見えたのかなというふうに感じました。

ただ、他の病院、釧路の病院は、そうしたら、厚岸町が負担が発生するのかなとか、いろんな問題があると思うんですよ。ただ、浜中町とはお隣同士、余りぎすぎすはしたくないのが住民感情でありますし、議会だって議員同士、しょっちゅう会議で顔も合わせます。やはりしっかりこれからもですね、そういう協議を続けて理解を深めていていただきたいと思えますし、特にですね、今回、このような計上によって、厚岸町立病院の医師たちのやる気というものもある程度高まっていくってくれるのかなと思うし、その苦勞が報われるというかな、そういうことも含めてですね、両町の住民がしっかりと理解をできるように、これからも取り組んでいくべきだと思えるし、厚岸町立病院の先生たちがですね、このことでどんどんふえるから、さらなる負担を、仕事の上で負担増にならないとか、そういうことの心配はないんでしょうか。ますます先生たちがやる気を起こしていただけるように、病院をしっかり守ってもらえるようにと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 釧路のほうの関係でございますけれども、これにつきましては、釧路広域救急医療確保に係る市町村負担ということで協定を結んで負担金を支払いしております。これにつきましては、釧路市から羅臼町までの、釧路と根室管内の13の市町村でもって負担をしておりますけれども、釧路市に対して、5,000万の支払いを医師会のほうにする、その分を均等割と人口割と患者割でもって割り返して負担をするという合意をしておりますして、192万9,000円、その上のほうに、3段上のほうに釧路広域救急医療確保負担金192万9,000円、これが、今のお話でございますけれども、支払いを

していると。それから、その下に、釧路管内小児救急医療支援事業負担金ということで、14万6,000円しております。これは、小児に係る分の広域の負担金として負担をしているという内容でございます。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 後段の部分ですね、うちの医師の考え方といいますか、体制といいますか、それについては、この協議がずっと行われてきてはおりますけれども、何ら医師としては、お金をもらおうとももらわないとか、それにこだわっているというものは全くありませんし、これまでも同じように、厚岸郡の地域医療の中核を担うという病院の今までの趣旨をずっと、ここもう何十年もやってきておりますので、患者さんが浜中町の患者だから、どここの患者だからという区別は一切することはありません。ですから、医療に関しての体制上の特別な変化はないと。もちろん一生懸命やっておりますけれども、今まで以上にやるとか、今まではやらなかったということではなくてですね、今までどおり、救急の患者さんについてはお断りすることなく対応していると、これからも対応するという内容でございます。たまたま私もこの協議に入らせてもらってましたけれども、そういう協議の中で、赤字の現状というのを話をさせてもらう中でこういう協議が調ったと。それは、保健福祉課長が今説明したとおりでございます。医療の体制上は何ら変わらないと。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 健康づくりですので、ここでお聞きいたしますが、行政執行方針の中にもその言葉が出てきますが、第2期みんなすこやか厚岸21という基本計画がございますね。これは、我々の健康は我々で守っていこうと、築き上げていこうという、セルフプロモーションの考え方に基づいた基本計画であると聞いております。そこで、その三本柱というんですか、健康を損ねないための、特に力を入れるもの三つというものを出しているというふうに聞いていますが、そのあたりをまず説明をしてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） みんなすこやか厚岸21ということで、平成25年から34年度までの期間でもって計画を策定しております。その中で、三大目標ということで、三つの大きな目標を立てさせていただいております。一つにつきましては、幼児の虫歯を減らそうということで、厚岸町は他の地域と比べまして子どもの虫歯が多いという状況でもって、この内容を一つの目標にしております。それから、喫煙率を減らそうということで、これも、他の地域と比べまして、たばこを吸っておられる方が多いと、男性も多いのですけれども、特に女性の喫煙率が多いというような状況もございまして、その成人の喫煙率を下げたいということで二つ目の目標にしております。それから、三つ目は塩分摂取量を減らそうということで、これも、厚岸町は塩分をとり過ぎる傾向があり

まして、これについても1日当たりの塩分摂取量を減らそうという目標を立てているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと本論入る前に確認なんです、この、みんなすこやか厚岸21という計画というのは、町挙げてのものと解釈してよろしいのでしょうか。1課1係の、いわば目標というものなのか、町挙げての基本施策なのか、その点をまず確認しておきます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保健福祉課だけの計画ではございません、厚岸町としての計画ということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、今、三つの基本的なものについてお聞きいたしました、その中でちょっと喫煙という話を取り上げますが、これは、分煙というのは、他人の喫煙によっていや応なしにたばこを吸わされる状況を防ぐというのが分煙ですよね。それから、禁煙というのは、たばこをのむのをやめてくださいと、なるべくやめてくださいというのが禁煙ですね。この基本計画で言うのは、さっき喫煙率という言い方をしたんだけど、進める政策は分煙なんですか、それとも禁煙なんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この喫煙を減らそうということで、数字的には、成人の喫煙率を、男性は39.2%から、10年後の34年に12%に、それから、女性は15.2%から12%に減らそうとしております。この中で、自分が目指す目標、それから地域が目指す目標、家庭が目指す目標、行政が目指す目標ということで、それぞれ目標を定めておまして、自分が目指す目標としては、たばこが自分の周囲の健康に与える影響について理解します、たばこを吸わない人はそのまま継続します、たばこを吸っている人は禁煙に挑戦しましょうというような内容にしております。それから、行政の目指す目標としては、たばこが健康に与える影響などの知識の普及を図り、禁煙指導を受けることができる医療機関等の情報提供や禁煙の指導を行います。それから、未成年期からの喫煙防止教育を関係機関と連携して行います。それから、公共施設における分煙、禁煙を推進しますと。妊娠中の女性や育児期の保護者への禁煙指導を行いますというような、それぞれの役割に応じて、その目標を定めているという内容でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それぞれのというような言い方をしてるけど、最終的に目指すところは、たばこをのむ人が一人でも少なくなってもらえばいいわけですね。そういうことだと思うんですよ。特にまず、子どもだとか、それから妊婦だとか、そういう人たちについては、もう、即やめてもらわないと影響が大きいですよということは言わなきゃなりませんけどね。全体としてはやはり、一遍にゼロにしようなんていうことはできませんから。

それで、このたばこに関しては、金曜日、1階におりたらですね、こういう非常に目立つパンフレットがですね、「たばこ地獄から抜け出そう」というのかな、こういうようなパンフレットが置いてありまして、見たら、北海道国民健康保険団体連合会が出している。健康増進何とかという団体ではないんですよ。それで、またお聞きしますが、こういう呼びかけに対して、必ず反発が出ますよね。その反論の一つとして、たばこっていうのは趣味嗜好の問題である、嗜好品である、そういうものを行政が、やめろとかやめるなとか、そういうことを言えるのかと、人の自由じゃないかと、こういう形でまず反駁してくるのはよく私も耳にしますが、それに対してはどのように答えますか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 強制はできませんので、ただ、町のその目標であったり、というような内容の説明をして、ご理解をいただくというようなことになろうかなと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これに関しまして、ある場所で町長のお話を聞いて、まさにこのことだなと思ったんですが、町長は前置きとして、言葉の語感余りよくないんだけどと言いながら、人の生きていく、そして死んでいく理想は、「ピンピンコロリ」という言葉があるんだと。要するに、間際まで健康でいて、そして自分の命を終える往生の仕方というんですか、これが一番いいんだと。それで、この前までは、寿命、80まで生きたか、90まで生きたか、100まで生きたかというようなことを問題にしていたけど、実は、もうちょっと考えると、健康寿命、健康で幾つまで元気でいれたかということが、その人の人生の幸せ、周りの人の幸せ、そういうことに一番大事なことじゃないかということをおっしゃいましてね、私、本当にそうだなと思ったんですね。

今、課長さんは、諸般の事情があるのか、非常に遠慮して言ってるけども、その健康寿命を少しでも延ばして、みんなが、何というのですか、今、難しい言葉で言いますと生活の質とか言うんですね、日々の生きている状態、それを少しでもいいものにしていこうということで、町が音頭をとって、みんなすこやか厚岸21をつくっているんですよというような意味でないかと思うんですけど、今の課長のお話を含めて、そういうふうに考えてよろしいんですか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。もう本当に厚岸町は素晴らしい、今、みんなすこやか厚岸21という、地域住民一人一人が将来ともに健康で、長生きしていただくという素晴らしい目標があるわけであります。私はそれを指しているわけでありまして、これはもう何年前ですか、私も町長になる前からできておる計画であります。これはもう大変素晴らしいことだという意味からお話をいたしておるわけであります。どうかそういう意味で、今、たばこの問題、いろいろとご提案あったわけであります。受動喫煙も、これは国からも厳しく言われているわけであります。その結果、公共施設並びに飲食店においては、禁煙という新しい進め方が進んでおるわけでありまして、その分、たばこにおける喫煙の方々が増えているのではなかろうかと。

ただ、医者によってはいろいろな言い方があるわけでありますが、私といたしましては、わざわざ、たばこにですね、健康を害するので余りのまないでいただきたいというものを書かなければならないほどの売り方があるのかと、そういう一義的には私も考えを持っています。しかしながら、健康には悪いということは事実でありますので、ただ、今、課長からお話ありましたが、だから、おまえやめれと言って、言うこときいてくれればいいんですけれども、それぞれの考え方。ですから、自分の健康は自分で守るといふ精神が一番大事なことでありまして私は認識いたしているところであります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 全く町長の基本的な考え方、私と同様なので、意を強くしたわけですが、自分の健康を自分で守るといふ言い方を、セルフプロモーションのときはしないんですよ。自分たちの健康を自分たちで守る。人は弱いんですね。したがって、お互いに支え合って健康をつくりましょうということなので、そこのところは、そういう意味で町長はおっしゃっているんだろうと理解させていただきます。

それで、もう一つお聞きしますが、たばこ税が1億1,000万ほど厚岸町にも入るんですね。厚岸でどどんたばこを買ってくると収入がふえる。それで、自分は身を削って、自分の健康を害するおそれにもかかわらず、厚岸町の税収に貢献してるんだ、財政に貢献してるんだと、こういうことを言う方もいるんですが、それに対してはどのようにお答えになりますか。

●委員長（大野委員） 町長、すぐ終わりますか。休憩後で、答弁をお願いしたいんですけど。

議運がございまして、3時40分まで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時40分再開

●委員長（大野委員） 委員会を再開いたします。

町長の答弁から始めたいと思います。

町長。

●町長（若狭町長） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどのたばこ喫煙と税収との関係でございますが、確かに厚岸町の財政におけるたばこ税の収入、極めて財源としては大きいものがあるわけでありまして。しかしながら、先ほども答弁いたしましたけれども、年々本数が減少していることは事実であります。具体的な数字を申し上げますと、26年と27年を対比いたしますと、本数で3%減少いたしております。それと、本年度の予算であります、27年と約4%減を考えておるわけでありまして。そういうことで、厚岸町の予算案を見てお分かりのとおり、ことしは1億720万見込んでおるわけでありまして。全体の約1.2%を見込んでおるところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 時間もかかるから私のほうで言いますけど、いろんな統計があるんですよ。それによると、確かに、たばこ税というのは税収の中に出てくるから、数字でぽんと出ますのでね、わかるんですけども、じゃあ、このたばこの害によって健康を害したり、もろもろによってどれだけ町の財政に負担をかけているかという部分ですね。例えば、まず国保、それから、そのほかにもいろいろと健康を害するということになると、町のほうでいろいろな手当のために出さなきゃならないお金があります。これも論者によって随分変わりますけどね、どういうふうに計算するかで変わるんだと思うんですが、最低で見るところで3倍と言ってますね、税収の。それで、最高で言う論者は8倍ぐらいの数字を出します。これはいろんな統計がありますのでね、その推定の仕方、どこまで入れてるかによって随分変わると思うんですけど、ただ、1.5倍とか2倍と言う人は見たことないんですよ、最低でも3倍ぐらいを言ってるから。最低のとこをとっていいんじゃないかと思えますけどね。そうしますと、俺はたばこを吸って厚岸の税収に貢献してるんだという話は、実は成り立たなくなってしまうということだろうと思うんです。そのあたりのデータは保健福祉課では持っていると思うんですけどね、どうでしょう。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 国民健康保険で肺がんに関しては、医療費ベースになりますが、年度によってかなり1,000万近くの開きがありますが、2,000万から3,000万の間を肺がんの入院と通院のみでそのぐらいかかっております。そのほか、肺炎、肺気腫等、肺にまつわる病気を含めると、国民健康保険だけで年間、医療費としては5,000万を超える医療費ということになってございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 そのあたり、いろいろな、それこそ学術論文も出てますから、データはきちっとおとりになっておいてください、今ここで論じるわけじゃないですから、お願いします。

それで、今のお話をずっと総合していきますと、町としてはやはり、財政の面からいっても、それから、そんな、何ていうのかな、下世話な話でなく、一人一人が健康で生きていただきたいという町の根本的な物の考え方からいっても、たばこをのむ人は少なくなしてほしいというのが基本理念だろうと思うんです。

それでお尋ねするんですが、この前ですね、厚文で視察しました、千歳市に行きました。これは全く違う話で行きました。そのときに、非常に、それこそ涙の出るほど見事な施策をやっている人から、担当者から、るる説明を受けまして、行った委員、みんな感激したんです。そのときに非常に私の胸に響いた言葉はですね、それは青少年育成の関係でしたが、どんな施策でも、その町の本気度、そして担当者の本気度、それが、あそこは市民ですよ、市民や対象の人に伝わらないと、施策というものは成功しないんだと、こっちの本気度が問われるんだということを何回か繰り返して言いましたね、帰りのバスの中でも、そうだなってというような話をしてたんです。それで、今回のこの、みんなすこやか厚岸21における、たばこをやめましょう、減らしましょうということの本気度について伺いたいんです。

私は非常に不思議に思うんですがね、皆さん、たばこをやめましょうと言っている厚岸町の、いわば基本施策を進める立場にある、いわゆる役場の偉い人が、この議場にも出ているような管理職が、いそいそと町民の見ている前で喫煙所に行ってたばこを吸ってる。ぷんぷんとたばこのにおいをさせて戻ってくる。そういう状態を日常として繰り返しながら、さあ、皆さん、たばこは体に悪いですよ、財政にもいい影響を与えません、やめましょうと言って、どの程度、厚岸町は本気で町民の健康を考え、また、税収という点からいっても、たばこというのはよくないからやめようじゃないかと言ってるのが、ただの口先だけ、ただの紙の上の文章だけではなく、本気なのかと問われたとき、どのように答えるつもりなのか、この点お聞かせをいただきたい。

- 委員長（大野委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 禁煙に対する本気度ということであろうと思います。確かに、いろいろな施策の中で健康は最も生きる上において、先ほども言いましたけど、大事なことであります。しからば、たばこに対しまして、禁煙しなさいという施策的な強い意志を持って町民にアピールする、また、強制と言いませんけれども、厚岸町はこういう施策を持っているのでご理解いただきたいと、先ほども言いましたけども、極めていい計画持っているわけですから、そういう計画に対しましても、町民に対する理解を深めていくと、これはたばこのみならず、塩分もそうであります。そういう気立てというものをですね、やはり積極的に推し進めることが本気度ではなかろうかと、そのように私は理解いたします。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、私は決してですね、たばこを完全に、あなた、やめなさいと強制するようなことはできないと思っています。それは、やっぱりその人その人の自由というものがありますから。ただ、たばこはよくないんです、おやめなさいと言っているほうが、たばこくわえながら話をするにはできませんよね。

そういう意味で提唱しますが、今、たばこはよろしくないからやめなさいと言っていることを発信している公共機関というのは、大抵、敷地内禁煙なんです。あみか、敷地内禁煙ですよ、あみかは。町立病院も敷地内禁煙ですね。あそこだけは吸っていいですよなんていう場所はないですよ。やっぱりね、厚岸町役場もね、これだけの基本施策をアピールしようとしてるんですから、敷地内禁煙ぐらいにはする必要があるんじゃないでしょうか。それでなければ、極端な言い方をすると、くわえたばこで「きみ、きみ、たばこはやめなさい」と言ってるようなとらまえ方をされたんでは、一生懸命こういう計画をつくって、一生懸命それをアピールしている職員がかわいそうです。そのように思います。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 国のほうも、受動喫煙法というのは制定しております。しかし、たばこ禁煙法というのはございません。そういう中で、敷地内ということで、厚岸町は喫煙室を設置をいたしておるわけでありまして。うちの職員も何人たばこ吸っているかわかりませんが、私はたばこを吸いません、ですから、たばこをやめた場合にどういう精神的なものになるかわかりませんが、やはり吸う人においては、精神的な落ちつきといえましょうか、いろいろなやっぱりものがあるのじゃなかろうかと。仕事の効率化というものも考えますと、しからば、この敷地外ということになりますと、どこに設置したらいいのかですね、なかなか難しい。それから、短時間における喫煙、仕事に支障を来さない時間帯、そういうことをいろいろ考えますと、大変これは課題としては理解できますけども、しからばどういう方法をとったらいいのかなということについては、今即座にちょっと回答できないことをご理解いただければと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 仕事の能率に支障を来すとかね、敷地内禁煙にするとたばこを吸う場所がなくなるとかね、そういう話を言っていると本気度を問われるということになりかねません。

それで、私はたばこを即座に全部やめろなんて言ってないんです。TPOといいますか、のむ場所を限定していけばいいだけの話です。世の中にはそういうものはたくさんあります。ある種の物言いを、とにかくその人の口から出してはいけないというようなことになれば、これは憲法上の問題にまで行きかねないこともあるでしょうけれども、時と場所の心得違いをすると、これが名誉毀損罪でもって刑法の条文に引っかかるようなこともあるわけですし、物事にはTPOというのが常について回りますね。

今、例えば厚岸から汽車に乗って札幌まで行くとしたら、汽車の中は一切吸えないで

すよね。あれもそういうふうにするときには、今、町長がおっしゃったような逡巡が随分あったようですけども、やはりそういうふうになりましたよね。今どんどんそういう方向で動いてますのでね、そういう中で、厚岸町は、あみかでは、もう喫煙室なんか持ってないんですよ、あみかではね、庁舎の一部ですが。病院だって持ってないんですよ。そういう中で、ここの庁舎だけが逡巡してるということになると、やはり本気度を問われかねないので、ぜひご検討をいただきたいと。今すぐせいとか何とかという意味じゃなくて、これはやはり、厚岸町の基本施策である、みんなすこやか厚岸21の中にまで大きくうたってる厚岸町としてどうするのかということとは十分ご検討をいただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほども答弁いたしましたけれども、大変これは課題としては、繰り返しになりますが、理解できます。しかし、しからばどういう方法がベターかという場合、即座に答えはなりません、私は、この場所で。どういう方法がいいのかなという考え方を申し上げることはできますけれども、直ちに、はい、わかりました、室内喫煙をなくしますということではなくですね、そのために外へプレハブつくって喫煙室を設けているわけでありますので、この点についてはちょっと時間をかしていただいて、どういう方法があるのか、今の質問を頭に置きながら考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございますか。

3番、堀委員。

●堀委員 私も厚岸郡の救急医療確保負担金でお聞きするんですけれども、厚生文教常任委員会のほうには事前に説明というものがあつたんですけれども、そのときにもちょっと疑問として投げかけさせていただいたのが、人口割と患者割、この20%と80%というふうになっているんですけれども、この根拠について、もう一度説明していただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この金額算定に当たりまして、当初、一番最初に協議のベースとして参考にしたのが、先ほどお話をしております釧根広域救急医療の計算の方法でございます。これにつきましては、均等割がまずございまして、均等割を20%持ちまして、その残りを人口割と患者割ということで数字を計算しております。それをベースに数字を計算をしまして、その上で協議をした結果が金額で合意をしたということでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 委員会のときの説明と余り変わってはいないんですよ。でも、やはりこれは根拠がないと駄目だと思うんですよ。今回、こうやって相手方と合意をしました。でも、何年間かたって、相手方が払えないとか、また、こちら側でも、もう少しもらわなければならないとかといったときのその基になるのは、ここの人口割と患者割の20%、80%というものがあると思うんですよ。5割、5割であれば、もっと浜中町、隣の町の負担というものが多くなる計算になるような状態ですよ。ですから、今はそれでいいのかもしれないけれども、今度これを変えるときに、根拠がないと、それじゃあまた、いやいや、うちは1,000万しか払えませんからといって、じゃあ、この20%と80%を、額に合わせて90%と10%とか、そういうようにするものじゃないでしょう、これは。やはり一つの、一定の根拠がなければ私はいけないと思うんですよ。この金額がいい悪いじゃなくて、この2割と8割というこの算定する根拠、ここだけはしっかりと押さえておかなければ、今後、相手方が何かあったとき、またこちら側が何かあったときにも、いろんな面で交渉ができないと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その交渉の根拠がこの20%と80%でございます。それで計算をした金額が1,202万円ということでございますので、今おっしゃられたように、その20%を30%に、あるいは50%対50%ということで、その計算というのは、いろいろその計算になりますので、それを20%と80%に分けてするようにしたというのが、交渉の結果、20%と80%にしたというのがその根拠と考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 民間が相対契約の中で2割にしようね、3割にしようねとかというものをやるのはいいんですよ。でも、対行政同士なんですから、ここの数字が、根拠が、ただ単にはその交渉だけで、いやいや、2割にしようね、8割にしようねと、それだけだったら、後で困りませんか。私は、絶対これはね、あれだと思うんですよ。それともこの2割と8割というのは、一生涯もう変えることができなくて、例えば、隣町から今よりももっとも救急患者が来るような状態というですね、厚岸の人口が今後減って行って、浜中の隣の町の人口が維持されるような状態になっても、この2割、8割というものを維持していくのかという話にもなると思うんですよ。そのときに、どうだったのかというものをしっかりとしていかなければ、金額を変える根拠にはなり得ないと思う。隣町よりも、今の割合で厚岸の人口がずっと同じだけ推移していくんだと、救急の患者も今の状態でずっと同じだけ推移していくんだと、これは確約できるんでしょうか。どうなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 金額は今回1,202万円という計算になっておりますけれども、浜中町との間で協定を結ぶようにしたいと思っております。その協定の中で、その計算方法を決めております。その計算根拠は、協定期間の前々年度における町立厚岸病院の救急医療に要する経費であって、地方公営企業決算状況調査に記載する額ということでベースとなる収支不足の分を言っております、その次に、救急医療業務の運営に要する収支不足額の20%を、甲、乙の直近の国勢調査人口の割合で案分すると。そこで20%ということで、その人口の分を示しております、救急医療業務の運営に要する収支不足の80%を患者の割合で案分するというふうに、その計算の仕方を定めております。

20%にしたというのは、最終的には交渉事の話でございますから、ですけども、ベースになっているのは、最初に話をしました釧根広域救急医療のところでは、均等割として、その20%を均等割にして、その均等割は、本当に均等で割っているような状況で計算をしております。今回については、その20%の分をその人口で案分をするというような形で、やはりそれぞれの町のほうで、何といたしますか、ある程度理解ができる根拠だと思っております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、厚岸郡救急医療の三つ上の釧根広域救急医療確保負担金、均等割が20%、じゃあ、その残りの80%分というのは、計算式的には、そうしたらそれも同じようにするべきじゃないんですか。ちょっとその釧根広域救急医療確保負担金について、この負担割合の計算方法をまず教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 釧根の広域救急のほうでは、まず、5,000万のうちの20%を均等割で割ると。それから、残りの80%のほうにつきましては、人口のまず割合を出します。それと、救急車とドクターヘリの輸送人数の割合を出します。そして、その割合を足して2で割ります。そして、その調整の割合を出しまして、それを残りの金額に掛けて数字を出しているという形になっております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、この厚岸の救急医療のところの人口割の20%は全然違うでしょう。今、人口割というのは別なほうで80%の中に入っているんでしょう。均等割のことをね、ここの人口割に当てはめようとしたんでしょう。でも、人口割というのは別にあるんですから、おかしいって話になるでしょう。だから、言ってるのは、根拠をつくらなければね、やっぱりこれはお互いが納得できる根拠、話し合いで、じゃあ、例えば、悪く言っちゃうと、もっとですね、ここが50%、50%になれば、もっととれた、じゃあ、この30%減らした分というのは厚岸が損したと考える人だっているでしょう。隣の町にしてみたら、得をしたと思う人だっているでしょう。その人方に何て説明できるんです

か。今まで確かにいただけなかったものかもしれませんが、このもらうに当たって、もっとですね、普通に、フィフティー・フィフティーの案分に対して人口割合と患者割合を掛けるんだったらいいですよ。そうじゃない、その前段で、ここでもう既に20と80と分けてしまうのは、町民としては納得できないと思うんですけども、どうなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） まず、釧根の部分では均等割ということでやっていますが、厚岸町と浜中町というのは当然人口が違うわけです。そういう中で、均等割というのはどうなのかという問題もあります。それから、人口の割合と同じ割合で患者の割合があるかという、そういうふうにもなっておりません。そういう中で、それぞれが、根拠、収支不足に対するその持ち分を決めていくわけですから、その中で交渉、その中でそれぞれの考え方をそれぞれぶつけ合って、最終的に2割と8割というので決めたというのが最終的な根拠ということになると思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 だから、人口割合に対して患者割合が合わないというのはわかるんですよ。そうしたら、それを出してください。それが2割、8割という、ここにぶつかってこない、そういう説明にならないでしょう。人口割合と患者割合が合わないから、その調整にここで2割と8割にしましたよという、そこにぶかつる根拠をつくらなければ、この数字というのがですね、本当に単なる話の中で出てきた数字でしかないとなっちゃう。行政がそれじゃいけないと私は思うんですよ。どうなんでしょうか。ここにぶつかつただけのですね、隣町との人口比、患者比から出して、ここにぶつけれる、そういうものをできるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 浜中町のほうから、当初は、人口割がなしで患者割だけということでどうなのかというお話がありました。それで計算しますと、浜中町の負担金は1,000万くらいになります。片や、人口と患者割50%、50%ということで計算した場合には、浜中町の負担は1,420万となります。それぞれ、やはり町民に対して説明ができる負担ということでのやりとりがあったわけですけども、その中で2割と8割というところでその合意をしたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そんな合意じゃ駄目だって私は言ってるの。将来的に人口割合だって変わるかもしれない、患者割合だって変わるかもしれないんですよ。そこに行き着く経過という

ものがきちんと組み立てられなければ駄目だと私は思っているんですよ。そうじゃない、あくまでも相手方ですね、じゃあ、例えば町有財産を売るといったときに、相対ですね、評価額が100万でも、厚岸町ではあなたには50万で売りますよと、そんなことできるんですか。そうはできないでしょう、必ず行政のやることには根拠が必要ですから。その根拠の基になるところがそんな曖昧なことをされちゃえばですね、困ると思うんですけども、これはやっぱりね、だから、私はこの金額が駄目だとは思いませんし、あれなんですけども、考えていただかなければならない、納得できる数字にしてもらわなければならないと思うんですよ。単に相手方が、一番払わない場合でも1,000万で、一番払った場合でも1,400万、その中間をとったんですよなんて、そんなことね、行政じゃないですよ。民間同士がそういうことをやりとりするんだったらわかるんですけども、と思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 繰り返しになりますけれども、やはり相手方があることでございますので、私どものほうだけの意向でもって決めることはできません。ですので、そういう中で協議をした結果でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） それでは先に進みます。
3目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（大野委員） 176ページ、4目水道費。

（な し）

●委員長（大野委員） 5目病院費。
5番、竹田委員。

●竹田委員 病院費についてですね、一財で3億7,899万2,000円、この数字というのは、今のところ、町民の税収に対して何%に当たるのかという部分なんですけども、将来的に、この病院の、要は赤字の部分の負担額というのが、町民の税収に対してどの程度の限界がよろしいのかという数字に当然なっていかななくては、いつまで、どこまでもというふうにはならない、この質問、何回か私もしたことがあるんですけども、一体、厚岸町としては、この病院に対する負担、またその比率というものを計算した場合に、どこ

までやっていけるのか、どこまでが、これ以上は無理だとか、そういった根拠の数字というのはどこかになければならないものだと思います。

ただ、一緒くたに税収に対して何%だからということはまた言えないと思います。というのは、いろいろな、厚岸町にいただけるほかの収入財源もあると思います。例えば防衛の部分だとか、いろんな部分があると思うんですけども、一概には言えないと思いますけども、どこかでその数字というのは、今後必要になってくる数字ではないか、町民の税収に対して、町立病院のあり方というのが議論される時期が来るだろう、そういったときに、急に町民に、来年からああだこうだという急激な変化というのはできないだろうと、そういったことで、町民が安心して、町立病院があるんだと、続けられるんだということの計算方法というんですかね、だから安心してください、町立病院は守られていきますよという根拠がやはり今から作り立てていかなければならないと思います。なので、その辺をぜひ聞かせていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 私のほうから、病院の負担金ということで、一般会計からの繰出金になりますけれども、今回、約3億8,000万ということで、今回出させていただいたのは、これは繰出基準分ということで計上しております。ただ、この中で、例年で行きますと、病院会計への繰出金については、決算ベースで申し上げますと、大体今現在では4億の後半ということで、5億に近いような額になっております。ただ、そういった中で、その財源ということでもありますけれども、今現在で交付税措置されてる部分がおおむね約その半分ということで、2億4,000万程度が大体交付税として今措置されている状況にあります。なので、先ほど言った約5億の分から差し引いた部分が、まるっきり税を投入して病院会計へお渡ししているというような状況にはなってはございます。ただ、この病院会計の交付税措置も毎年見直しがされておきまして、その額が年々厳しくなるだろうという見方は、我々踏んでおります。ただ、これがまだ正確に示されてませんので、何とも今の段階では申し上げられませんが、そういった状況にある中で、今まで、その病院会計を維持させていくということで、4億7,000万から8,000万、9,000万という単位でやってきたということがあります。

そういった中で、一般会計のほうも、そういった財源の部分が限られた中でやりくりしますので、非常に難しい年度も確かに今まではございました。以前には5億を超えた繰出金を出しているときは、その分を、そのときは、単純に言いますと、我々の職員の給料も削減させていただきながら、その財源を確保をやってきたという過去もございます。そういったことも昔はありましたけども、今現在は、そういった中で病院会計のほうも経営改善に向けて努力されているということがあります。

ただ、我々、一般会計ベースで考えるものは、その病院会計の維持という部分もそうですけども、病院会計の健全経営ということで、ただ単に赤字だけで論ずるのではなくて、その中で財政的にペナルティーを科せられる部分、この分を避けていかなければならないということなので、この分を避けるべく、一般会計としてもその分は対応していきたいなと考えておりますので、ただ単に赤字だからということでなくて、今、実際の

ところは赤字ですけれども、そういった中でも、病院のほうの財務指標を見ながら、現金ベースで言うところの資金ショートしないように、我々のほうも一般会計のほうで何とか手だてをしていきたいなと思っております。

ただ、こういった今の税収から考えていきますと、今の事務事業の執行の部分も考えていきますと、今の大体約5億円近いものというのは、財政当局とすれば、一応頭に、念頭に入れながら財政運営はしてございますので、確約できるものではございませんけれども、今現在では、そういった中でいけば、何とか一般会計から病院会計への、要は補填ですね、そういった繰出金ということで何とか対応できるかなとは思っておりますけれども、そういった今状況の中で、その年度年度の財政状況によりまして、今現在はそういったことで、約5億円以内は何とか維持できるかなということで、今はそういうふうに計画しているということでございます。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 後段の部分につきましてでございますけれども、財政収支については、今、税担当課長のほうからいろいろ説明があったわけですが、将来的にはどうなんだという話があります。確かに、人口も減る、産業もいろいろ変化すると、そんな中で、総合戦略的にも医療を維持するというのは、やはり町の基盤をなす大きな役割があると考えております。特に安心してですね、近くに救急医療を行える病院が存在するというものは、今、税財政課長からも説明ありましたが、単に財政収支だけで議論するということは乱暴だろうと私も考えております。ただ、今後においてですね、今までもそうであったように、やっぱりその体制についてのあり方というものには必要、適宜適切な協議なり判断なりが求められると思っておりますし、病床数も削減したり、それから老健に転用したりですね、そういった改善策を練りながら、この先10年、何年という医療をやっぱり守るといのはやっぱり必要だろうと思っておりますが、そのあり方については、今すぐ、今この時点で、こうあるべきだといのは、すぐお答えできるような環境にはないと思っておりますけれども、今後、長いスパンで検討は必要だろうとは思っています。

といいますのは、やはり看護師の状況ですとか医療技術者の状況、医師の確保、医師につきましても大変高齢化になってきております。ですから、その高齢化の中で救急医療を守るというのも大変ですが、今、厚岸にこうして5人の常勤医師がいるというところをある程度守る、守っていくためにも、財政投入はある程度必要なんだと、もちろん、どこかではきちっとした考え方を打ち出していかななくてはなりませんけれども、段階的には今までそういう規模縮小も含めて行ってきておりますので、できる限り今のこの救急医療を、救急医療を守るためには今の入院施設ですとか外来施設がなくちゃならないわけですから、少なくとも今の体制は守れるような形で、財政的な面も、独自にですね、組織のあり方も見直しつつ、それから、これは国の政策にも、医療は独自に単価というのは決められませんので、全てが国の医療制度に左右されるわけですが、そういった国の医療制度もきちんと勘案しつつ、あり方はどこかできちんと整理をしつつ、いかなければならないと思っております。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 おっしゃっていることはよく分かるんです。だからって言う話なんですよ。この町立病院をなくせとか、早くやめろとか、私、一言も言ってないんですよ。私の質問は、町民の税収に対して、負担割は幾らまでなんですかって聞いているんですよ。したら、そこに数字出てこなきゃならないと思うんです。その数字が幾らなんですかって言ってるんですよ。それで、その負担割合というのは、当然、町民もここまでは出さなきゃいけないだろうと、自分たちの病院ですからね、町民は、なくなっただけで困るわけですから。だから、財政的な支援というのほどどこまでやったらいいのかということは今からきちっと議論しないと、大変だ、大変だという声だけが先行して聞こえてくる、町民の皆さんの中に。いつまで持つんだろうという不安も出てくる。だから今は安心なんですという数字をきちっと出してあげないと駄目だと思うんです。だから私は、町民の税収に対してと言ってるんですよ。国税の、国の負担の割合から2億4,000万、約半分出てくるからとか、そんな話を一切聞いてないんですよ。それは知ってますよ。僕が言ってるのは、町民の税収ですよ。だから、第1次産業の変化もあるだろうしとは言ってますよね、だから、町民の税収のことを僕は聞いたんですよ。

それ、多分計算してないと思うんでね、町民の税収10億何ぼですか、実際の、厚岸町の。それに対して5億に近い、4億の後半ですから、4億7,000万、8,000万、9,000万というようなところから、2億4,000万の負担金ですから、これを割り返しすれば何%と出てくると思うんです、簡単に。ただ、その数字が出てきたときに、どこまでの負担ができるのかできないのかという部分を、今から町民に、数字だとか、わかりやすい説明で、こうこうだから厚岸町の部分については今後何年間も大丈夫ですよと、国の特別な措置が、特別に変化しなければ大丈夫なんですよと、そういった説明がなければ、私は町民が安心して、この町立病院がいつまで続くのかという不安は払拭されないと思うんです。そこを何とかしていただきたいということを聞いているんですよ。もう一度お願いします。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 先ほど税収のほうでご質問ということ、割合ということだったんですけども、単純にいきますと、先ほど言った、約5億とすれば、その約2億4,000万程度が国から交付税措置なってきますので、その残りの分が町民からいただく税でもって対応していくという形になります。

ただ、実際的には、一般財源で物事を申させていただきますけども、交付税と税と合わせて、我々が使う言葉で言うと經常一般財源と言うんですけど、そういったものが、町税ですとか各種の譲与税ですとか、そういったものを全部含めると、大体50億以上ちょっとあるということなので、その割合からすると、そのうちの1割ということになるのかなとは思っております。ただ、それは交付税も入ったお話ですので、そういった部分が、例年、大体毎年この額が今のところはずっと毎年同じような額で推移してき

ているという状況ですので、そうすると、今の割合は維持できるのかなと思っております。ただ、これは交付税の裏打ちの分ですとか、あとは、全体の税収のほう落ちていけば、そこはやっぱり変わってきますので、その部分はやっぱり注視していかなきゃならないのかなと思います。

ただ、そういったときに、今のまま、ただ、税を含めてですね、交付税と税を含めて同じ額を病院に繰り出すということではなくて、それはそのときの状況に応じた中で、病院は病院のほうで改革をしていただいて、それについて財政当局の中でバックアップしていくとなっていくのかなと思いますので、そうなったときは、その段階でもって、病院は病院のほうで経営改革していただいて、そこでなるべく財政のほうも、一般会計のほうも、そこに投入できるように、ある程度財源のほうを確保しておくという部分も含めてやっていきたいなと考えています。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 少子高齢化という一つの問題があって、税収の落ち込みというのは当然出てくるとするのは、これ、先に見えてくると思います。要は、働く世代が減ってきて、税収が減ってくる、これも少子高齢化、今、約30%近い厚岸町の部分で、これがどんどんどんどん、先、膨れ上がっていくと、税収は減っていく。そうなったときに、病院にかかるこの経費の部分というのは、少子高齢化とともに高齢率が高くなってくると、病院にかかってくる人たちの数というのは、当然、今よりもふえていく、予想として、税収は逆に少なくなっていく、このときの町民の負担率というのは、減るんでなくて、人口割の負担から考えるとふえていくんですよね。その部分の要するに計算を、国税からの交付税、ふえていくということはまずないだろう、一定的な、この数年間、変わらず推移をしてきている、がしかし、ふえるということはあるまいだろうということは今のところ予測もされてくる。そういったこと全てを勘案して考えたときに、税収は減っていく、病院にかかる人数も当然ふえてくる、そして、2人に1人と言われているがんの患者、こういうのもふえてきている。そういったことを考えたときに、ある程度町民に知らせておかなければならない、安心して、この町立病院が維持していけるということのある程度の計算式というのは必要でなかろうかなと私は思うので、ぜひそこは町民に対して不安を払拭してあげるためにですね、何らかのお示しができる数字をもって町民に対して説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、もう一度お聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ご質問者おっしゃられる部分、よく分かります。そういった中で、具体的に数字でお示しするというのは、一番町民の皆さんにとっては、数字で表れますからはっきり分かります、ただ、その部分で、ただ、一つ、数字でお示しするんですけど、ただ、あくまで、それって言ったときに、結果であつたりとか、そのときの状況で数字が出てくるものですから、一定程度の、どこまでが大丈夫なのかという部分が、そこを判断材料とする部分に非常に難しい部分があるかと思うんです。た

だ、そういったものも含めながら、町民への周知という部分もどこまでできるのかという部分もちょっと研究させていただいて、どの程度だったらどうなんだよですとか、今の状況だから、病院会計はこうなんだよだとか、そういったものをちょっと具体的に検討させていただきながら、また、病院のほうでも決算の状況とかそういったものを広報を通して公表していますので、その中で、そのやり方ですとか、その辺ちょっと病院のほうと打ち合わせさせていただきながら、どういったことができるかという部分を含めて検討していきたいと思います。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 そういうことなんですよ。だから、町民が安心できる方法としての説明の内容として、どういうことがいいのかというのは、確かに私が言ったとおり数字だけのものではないと思います。この間の質問の中でも、事務長のお話の中で、事務関係の先生が来ていただいて、ポリープ等のそういった人ですね、内視鏡での手術というんですか、そういうのもできるようになって、病院の医師によって病院の売り上げというのが変わってくるんだということで、いい方向に向かっているんだということで、医師たった1人が来ただけで明るい題材にもなってくるということで、いろんなことで変化していくものだと思います。財政課長、言うとおりでと思います。いろんな部分があって、とても難しい部分があると思います。ただ、何回も言いますが、町民は、そういう全てのことを考えて不安になるっていうことではなくて、どうなんだろう、続くのだろうかということですね、心配してますよと。

病院の、1月、2月ですか、町報とかでも厚岸町の財政について公表します。数年前までは、町立病院というのは一般財源は繰り越ししても黒字ですとしか明記されてなかった。ところが、実際は、持ち出しが本当は一財からあるんですよということが町民に対してもはっきりしようということで、そういうことを出すように、説明するようになりました。そのことによって、町民は、逆に、何だ、赤字だったんだと、すごいお金の赤字なんだねということに考え方が変化してます。そういったことから、それを出すことによって心配事がふえたのは事実です。だからこそ、今これからどういった計算方法があるのか、どういった町民に対しての説明方法がいいのか、それで、町立病院はどういう形態であれば守っていけるのか、国税措置があって、どこまであれば守っていけるのか、そして、税収がここまで落ち込んだとしても、患者さんがふえて町立病院の経費がかかったとしても、こういうお金があればやっていけるんですよという、そういう町民に対する説明できる数字を持って、数字ばかりではないですよ、その言葉も含めてですね、きちっとした理解をしてもらうものをつくり上げていく、今日、明日、今年中でなくてもいいかもしれませんが、でも、そこはやはり町民に対してきちっとした説明ができるように準備をしてもらいたい、それをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私は厚岸町長であり、厚岸町立病院の設置者でもあります。そうい

う立場から、厚岸町立病院をなくすることはできません。地域住民の生命と健康を守るという重要な使命を持っている、先ほどもお話ありましたが、厚岸郡の中核病院としての役割があるわけであります。そういう意味において、しからは、財政運営上どうなのかといいますと、大変厳しい状況であることも事実であります。

財政的には、まず、病院事業にかかわる地方交付税というものが、これは国から来ます。それだけで病院運営はできない現実もあります。それが、一般会計からの繰り出しということに相なるわけであります。また、病院運営は、地方公益企業法に基づいて運営をいたしております。その法律に基づいて、一般会計からも繰り出しをさせていただいております。さらにはまた、政策的な考えを町長として持って、これだけは繰り出ししないと病院は大変なことになるだろうという面の財政支援もあるわけであります。そういう中で、具体的な数字をもってというのはですね、大変、年度年度はできますが、将来どうなるのか、現行ではおかげさまで、いろいろと説明しておりますが、固定医師が5人定着いたしております。そういう中で、患者数もふえておるわけであります。現在は、信頼される、安心して来れる町立病院になっておること、大変うれしく思っております。

しからは、来年以降はどうなるのか、現実の問題としてあります。ですから、病院はなくしてはなりませんけれども、これからの医師を含め、看護師を含め、技師を含め、いろいろな病院運営を考えると、やはり一般会計から繰り出しをしていかなければ町立病院はやっていけないということは現実でありますので、どうかその点、設置者として町立病院の健全運営については頑張ってもらいますが、それぞれの、やはり数字上では表れない、いろいろな課題もあるということもご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、3番、堀委員。

●堀委員 今、縷々町長のほうもですね、町民にとって大事な施設、病院というのは維持、運営されていかなければならないという力強いお言葉をいただいたんですけども、であれば、やはり累積欠損金の処分というものを、やはりですね、どうしていくか、どのようにして減らしていくか、残念ながら、単年度収支で累積欠損金が一気になくなるという状況というのは、どう考えても見込めないと思うんですよ。ということ考えたときには、この累積欠損金を、もうやはり何かの方策、何かの方策といっても、一般財源を投入してのものでしかないですけども、やはりそこはやらなければならないんじゃないのかなと思うんですよね。あくまでも病院経営の中での欠損金の処分に任せるには、もう限界があるんじゃないのかなと思うんですけども、この点について、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 病院のほうから具体的な数字を示させてもらって説明をさせてもらいたいと思っております。累積欠損金、ご存じのとおり、これは黒字収支で終わらなければ累積欠損金の減額にはつながらないということで、これまで何年にもかかっ

て、一般会計からの補助金を入れていただいて黒字にしてきたと。黒字にすることによって額を減らしてきております。

具体的には、例えば26年が8億2,500万ほどあったものが、27年度決算では8億円、これ、制度改正もありました。今回も、幾らかの黒字が28年度で出したいと、これは不良債務を出さないという意味なんですけれども。そうしますと、確実に欠損金は少しずつ減ってきます。欠損金をご存じのとおり、費用計上されている減価償却費、これの累積、上積みといいますか、次年度、何年度以降の建設改良費に充てるための内部留保につながるということで、結果的に、それが今ないということなんですけれども、おかげさまで、一般会計のほうから、例えば医療機械の更新ですとか、設備に係るものは補助いただいていますので、直接病院がその分、真っ黒になってですね、何千万も稼がなくても何とか今更新できておりますので、この分は、長い間、ここずっと減らしてきておりますので、500万、1,000万という単位で、少しずつでも減ればいいのかなど。ただし、これはすぐに、これがあるから何か影響するとかということではありません。これは何度も説明してきたとおり、とりあえず不良債務を出さないということが、これは国に対する説明ですとか、今度、企業債の借り入れとかに影響しますので、そこの部分について支援をもらってやっていきたいなど。

これを一遍にもらったとしても、一般会計で基金を積んでいるのと病院で積んでいるのということになってしまっていて、累積欠損金はなくなるけども、じゃあ、病院でその分使うと、同じ結果なんですよね、一般会計から投入してもらうのと病院が使うのと。累積欠損金という数字は少なくなりますけども、実態としては、そんなに会計上影響するものではないなということで今までも説明をさせていただいてきているということですので、そのからくりも知っておいていただければと。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それじゃあ、今の8億、27年度末で8億47万なのかなという数字、これはそうすると適正な数字だと、会計上適正な数字だと言えるということではないでしょう、これは。といったときに、先ほど内部留保の話もされましたけども、幸い、防衛のほうの関係予算とかも利用させてもらえるといった中で、恵まれているところというのはあるとは思いますが、それにしてもやはり企業上の独自性というものが、やはりうまくいかない、うまくいかないというのは、例えば機械の更新時期というものがあっても、防衛のほうの予算の関係上、もう1年先延ばしをしなければならぬとか、そういうような状態というのはどうやって出てきてしまうと思うんですよ。そうならないがためにも、やはりもう少し風通しのいいというか、運用のしやすいような会計になっていっていただかなければならぬと私は思うんですよ。そういう点で、これを減らしていくことによって、そこら辺の運用上の改善が図られるんじゃないのかなということで質問はさせていただいているんです。実害がないといった中ではあれなのかもしれませんが、毎年500万、1,000万で、それじゃあ、80年かけるといというのは、今後、どんどんどんどん市民の利用関係とかというのはどんどんどんどん変わってきた中で、じゃあ、毎年毎年これが確実に減らせるという確約だっただけでできないんですから、やはりそういつ

た中では、これをもう少し本格的に減らせる、減らすということを考えていかなければならないと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 累積欠損金は、はっきり申し上げて実害はないんですけども、ないにこしたことはない、それはもう委員のおっしゃるとおりであります。ただ、単年度収支を確保していけば、内部的な留保資金というのは少しずつたまっていきますので、実は医療機械も、24、25と、4,000万、5,500万と、内部留保資金を投入しているんですよ。資本的収支が均衡してない場合は内部留保資金で補っているんですよ。そういうことが、今、改定制度上できるんですよ。

今回、この前の補正予算でも質問ありましたけれども、1億円が1億4,000万に一時借入金ちょっとふえたとかありました。そういった一時的な資金不足には、年度末ですからありますけど、年度通してはそんなに、収支的に、今、資金的には余り、ぎりぎりのところではないんですよ。そうすると、年度の収支をおさめれば、プラスおさめれば、数千万の内部留保というのはあります。それをうまく運用しつつ設備投資はできるんですけど、この累積欠損金というのはなかなか落ちていかないのは現実であります。そこは財政のほうの関係もありますので、いろいろ相談をさせていただきながら、当面は単年度収支を黒字でおさめるというところで、資本的な設備投資にも回していける部分は少しずつ出ますので、それとともに累積欠損金を少しずつ減らすほうが、町全体としては、病院だけが累積欠損金がなくなればということではなくて、町全体としての収支も病院も考えなくちゃなりませんので、病院でその分をどんどんどんどんいただいでですね、定期的に積んだりしたとて、ほかに使う道がないわけですから、そこは計画的に、資本的収支のほうに使える額は内部留保の部分で埋めつつということをしていったほうが、町全体としてはいいのではないかと私は考えております。ただ、累積欠損金を埋めてもらいたい、解消したいというのは、担当としてはずっと思っていることです。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 ただいまの質疑を聞かせていただきました。長くやりませんが、今の事務長の発言で、非常に私は憤りを感じました。累積欠損金は、運営上、大して問題ない、問題ないですかね。私はあると思うんですよ。それは事務長の考えです。私は大変な問題だと思っています。

それから、単年度収支をしっかりやっていけば、内部留保金を積んでいるので、それほど大した問題ではないんだと。当面は、まず単年度収支だと。そのとおりでと思いますよ。ですけど、答弁の中で、私は何としても、累積欠損金は大した問題ではないんだと、これは事実ですよ、努力されていることは分かります、でも、ちょっと発言の上では問題あるよ。私はそういうふうを受けとめたんです、ここは繰入金ですから、ここではやりませんが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） ちょっと訂正も含めて。大きな影響がないというところでは間違いがないと思うんですね。ただ、運営上は、そんなに、すぐ直接的な影響は発生しないと。それを減らしていくための努力は、今までも何年もかかってきています。それは、とりあえず単年度収支を、均衡を図ることが、我々としては、病院側としては、もうそれに尽きるわけですね。それを積み重ねていくことによって累積欠損金も減るという意味で、直接的な影響がないと、なくする方向で頑張るしかないんですけれども、直接的な影響がすぐには発生しないという意味でございますので、その辺はご理解をいただければと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、次に進みます。

6目乳幼児医療費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） それでは、なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、あす審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれにて閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 57 分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 28 年 3 月 14 日

平成28年度各会計予算審査特別委員会

委員長

